

補助金等の見直しに関する提言書
【平成22年度】

平成22年11月

生駒市行政改革推進委員会

目 次

はじめに	1
1 補助金等の現況	2
(1) 生駒市における補助金等	2
2 補助金等の基本的な考え方とこれまでの取組	7
(1) 補助金等の支出の根拠	7
(2) 補助の定義	7
(3) これまでの取組	7
(4) 提言を踏まえた個別補助金の見直し	8
3 補助金等の見直しに関する事項	9
(1) 検討の視点	9
(2) 検討の対象	9
(3) 補助金等の審査の方法	10
4 補助金等に係る審査結果	13
(1) 審査結果の総括	13
(2) 個別補助金等の審査結果	14
審査結果の一覧	15
5 見直しにおける課題と今後のあり方について	35
(1) 必要性	35
(2) 補助の効果	35
(3) 補助内容の妥当性	36
(4) その他	37
おわりに	40

附属資料

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱	42
2 委員名簿	44
3 検討経過	45
4 平成22年度予算 補助金等一覧	46
5 検討対象補助金等一覧	56
6 補助金等検証シート	60
7 生駒市補助金制度に関する指針	64
8 生駒市補助金等交付規則	71

はじめに

生駒市では、税収の落ち込みや社会保障関係費の増大等による厳しい財政運営を余儀なくされる中、効率的で質の高い行政運営を進めていくため、「生駒市行政改革推進委員会」を設置し、平成18年度には「補助金等適正化検討部会」から、既存の個別補助金を検証した「補助金等の見直しに関する提言書」（平成19年2月）を提出しました。

そして、平成19年度には、補助金制度全般のあり方に関する「適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言書」（平成20年2月）を提出し、市ではこの2つの提言を踏まえ、平成20年10月には、「補助金制度に関する指針」、平成21年4月に「生駒市補助金等交付規則」を施行するなど、効果的で透明性の高い補助金制度の構築に取り組んできました。

補助金指針においては、交付機会の均等化や透明性の確保、交付手続の明確化が示され、補助期間としては、原則3年の終期を設定することとし、期限到来時に再度補助内容と必要性を精査することとしています。

また、平成23年度までの行政改革の計画を示す後期アクションプランにおいても、補助金等の見直しが取組項目として掲げられているところです。

これを踏まえ、前回の見直しから3年が経過することから、本委員会に2つの作業部会を設置し、再度補助金等の見直しを行うこととなりました。

本委員会では、約3ヵ月の間に作業部会10回を含め、14回にわたる会議で検証を重ねてきました。検討に当たっては、市民の目線に立ちながら、指針において示されている「補助金交付基準」などに基づいて、公平性や受益者負担の観点から、市民の税金から支出される補助金が妥当であるか否かについて検証を行いました。

また、前回の提言を踏まえた見直しが実際に実施されているのかということについても確認を行うとともに、前回の見直し時とは異なる状況の中で適正な補助金として有効に機能しているかについても検証し、提言書をまとめました。

補助金等については、定期的な見直しだけでなく、現在の変化の著しい社会情勢の中にあっては、その内容・必要性についての不断の見直しが必要です。

この提言書が、補助金等の見直しにおける一助となるとともに、今後、補助金等の改善に積極的に取り組まれることを期待します。

※本委員会の審議で使用した資料について

補助金等の見直しにおいて活用した次の資料については、分量の関係で添付していませんが、市のホームページ「行政改革推進委員会のページ」で確認いただけます。

(<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02200/04/01.html>)

- ・過去の本委員会の提言書（H18年度・H19年度）
- ・作業部会の審議資料（補助金等検証シート・各補助金交付要綱）

1 補助金等の現況

(1) 生駒市における補助金等

生駒市の平成21年度の補助金等交付総額は約1,042百万円、平成22年度予算では約1,393百万円となっています。また、前回補助金等の見直しを実施した平成18年度の交付総額が約1,314百万円であったことから、補助金等総額全体では、若干増加しています。

行政分野別では、福祉関係が、全体の補助金額に対し、66.3%と前回の見直し時と同様に、最も多く、他の分野における割合についても減少若しくは横ばいがほとんどですが、子ども福祉については、平成18年度では9.2%であった割合が、平成22年度予算では41.9%と大きく増加しています。また、交付先別に分類すると保育園・幼稚園が前回の7.5%から大きく増加し28.1%と一番高く、次に個人等、各種団体・協会関係で26.4%と続いています。

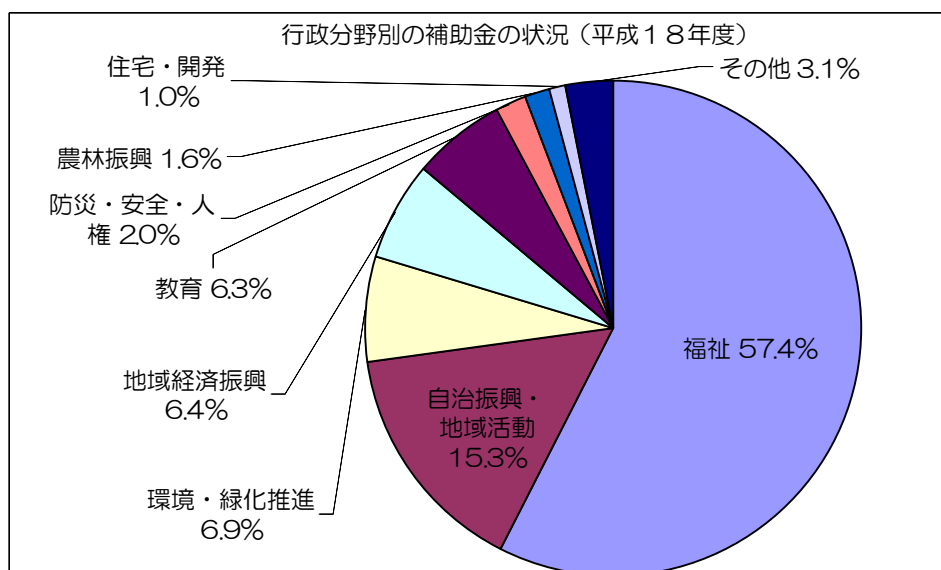
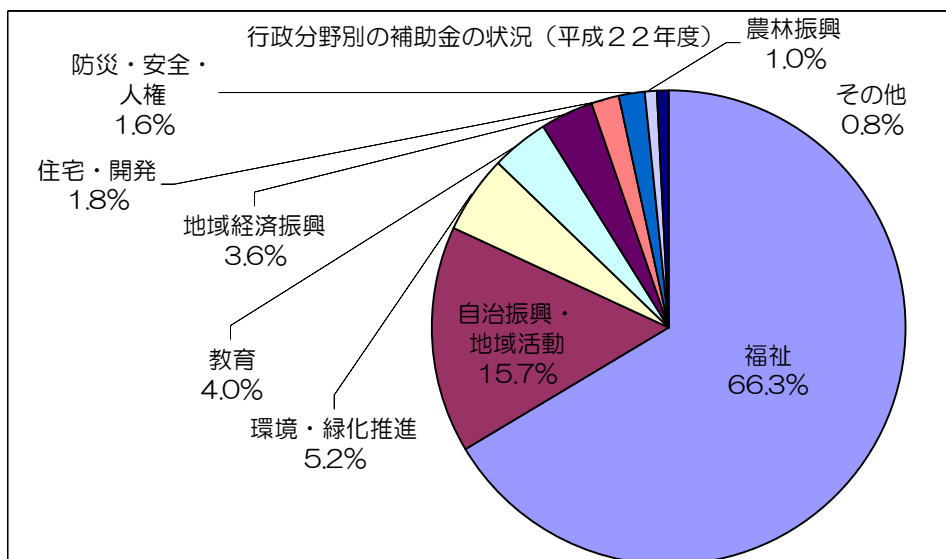
補助金等の創設年度別では、平成元年よりも以前に創設された補助金の割合が42.9%と最も高い割合で、続いて平成19年以後となっており、長期間にわたり継続している補助金が相当数を占めている状況です。

また、補助金等の財源については、平成18年度予算と比較してみると、一般財源額の割合が90.0%から64.7%と大きく減少していますが、平成22年度は私立保育所の施設整備に対する補助金が多く計上されており、これに対する国庫補助金の収入増が主な要因です。

平成18年度から平成21年度までの交付状況の推移では、全体では約11～12億円で推移しており、また建設補助等の臨時的なものを除いた経常的な補助は、平成20年度まで上昇傾向にあったものの、平成21年度には減少に転じています。原因としては、平成21年度から70歳以上の高齢者を対象にした交通費助成について、福祉施策の見直しの一環として支給額を1万5,000円から1万円へ減額したことが影響していることが考えられます。

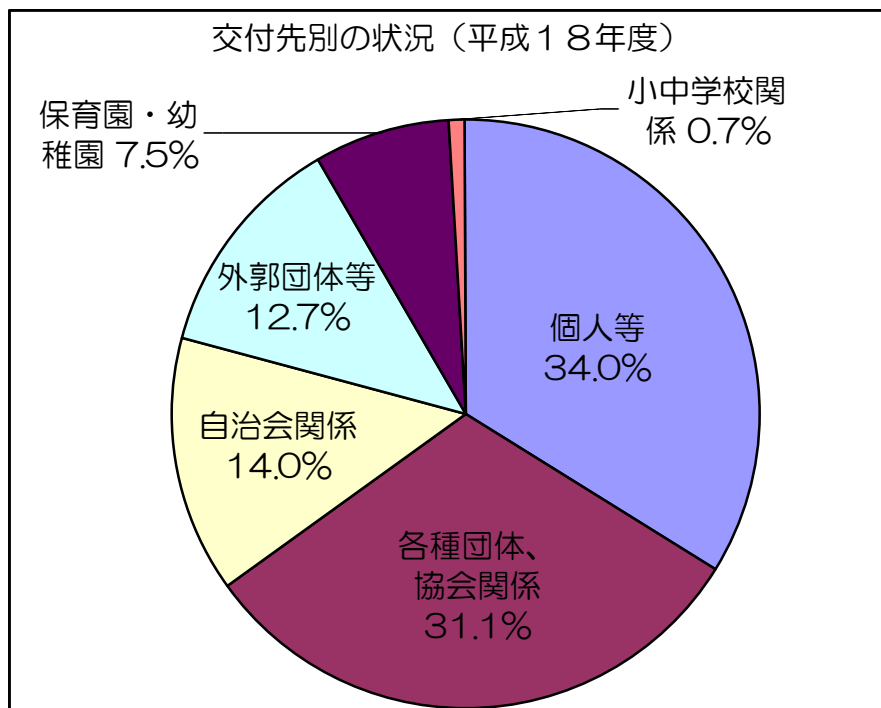
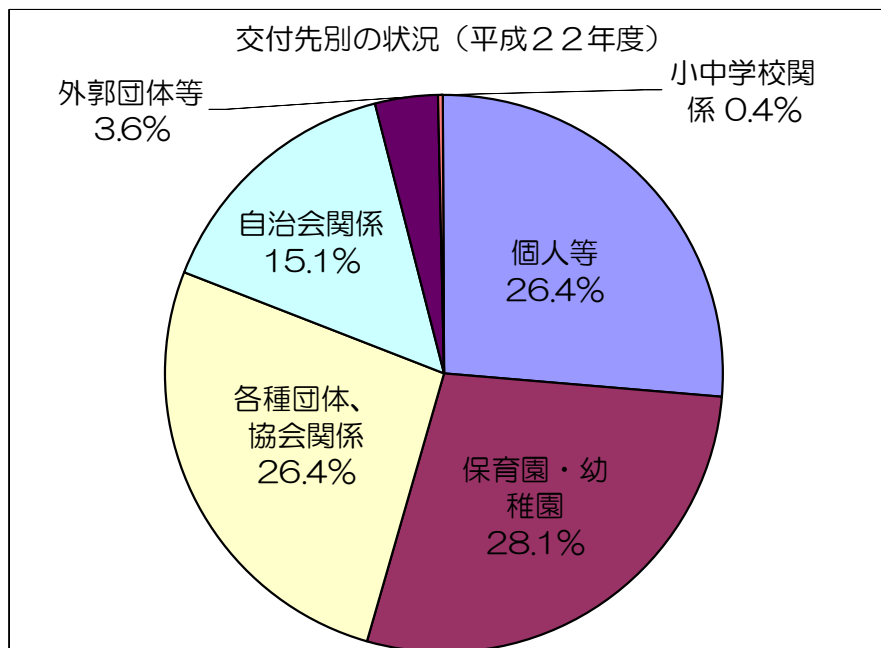
●行政分野別の補助金等の状況（平成22年度予算）

行政分野	H22			H18			
	件数	補助金額(千円)	補助金割合	件数	補助金額(千円)	補助金割合	
福祉	保健・衛生	6	15,960	1.1%	6	5,313	0.4%
	高齢者福祉	8	254,335	20.4%	8	263,474	20.0%
	障害者福祉	3	9,008	0.6%	4	212,898	16.2%
	子ども福祉	14	528,564	41.9%	8	120,741	9.2%
	社会福祉	6	116,371	2.1%	6	152,505	11.6%
小計	37	924,238	66.3%	32	754,931	57.4%	
教育	幼稚園	2	26,432	1.9%	2	30,979	2.4%
	学校教育振興	12	8,211	0.6%	13	14,478	1.1%
	生涯学習振興	18	21,167	1.5%	24	36,692	2.8%
小計	32	55,810	4.0%	39	82,149	6.3%	
自治振興・地域活動	12	217,763	15.7%	14	201,667	15.3%	
環境・緑化推進	14	71,493	5.2%	8	90,731	6.9%	
地域経済振興	11	50,536	3.6%	13	84,099	6.4%	
防災・安全・人権	16	22,740	1.6%	14	26,824	2.0%	
住宅・開発	8	25,346	1.8%	7	12,827	1.0%	
農林振興	9	13,478	1.0%	11	21,139	1.6%	
その他	5	12,225	0.8%	9	40,632	3.1%	
合計	144	1,393,629	100.0%	147	1,314,999	100.0%	



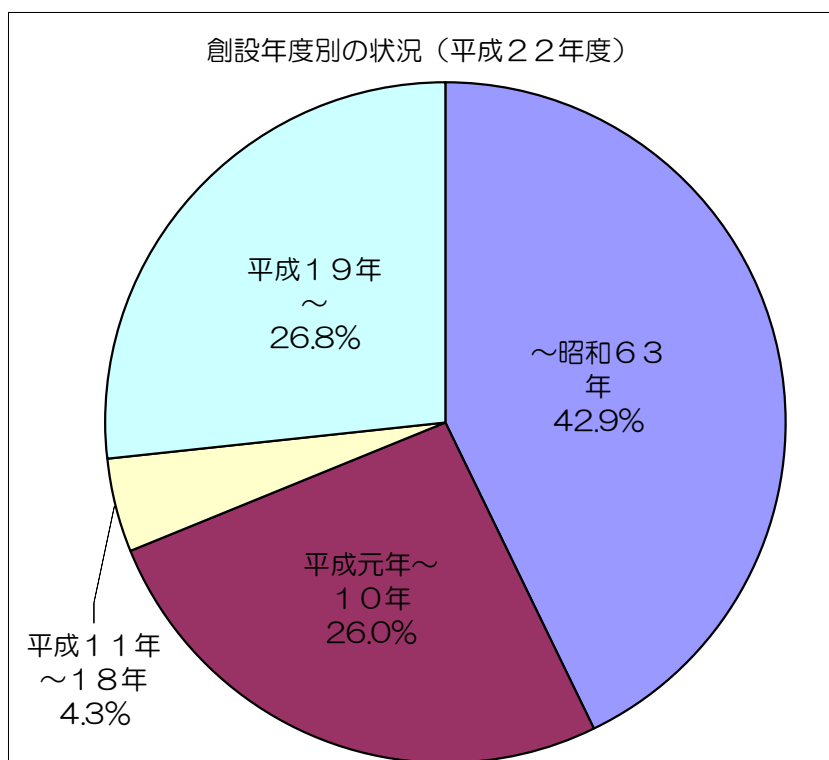
● 交付先別の状況

交付先	H22			H18		
	件数	補助金額(千円)	補助金割合	件数	補助金額(千円)	補助金割合
自治会関係	13	211,043	15.1%	15	184,071	14.0%
個人等	33	367,656	26.4%	38	446,869	34.0%
保育園・幼稚園	16	390,996	28.1%	7	98,905	7.5%
小中学校関係	6	5,760	0.4%	10	9,022	0.7%
外郭団体等	6	50,380	3.6%	15	166,866	12.7%
各種団体、協会関係	70	367,794	26.4%	62	409,266	31.1%
合計	144	1,393,629	100.0%	147	1,314,999	100.0%



●創設年度別の状況

創設年度	件数	補助金額(千円)	補助金割合
～昭和63年	45	597,655	42.9%
平成元年～10年	32	361,932	26.0%
平成11年～平成18年	35	60,144	4.3%
平成19年以後	32	373,898	26.8%
合 計	144	1,393,629	100.0%



●補助金等の財源の状況

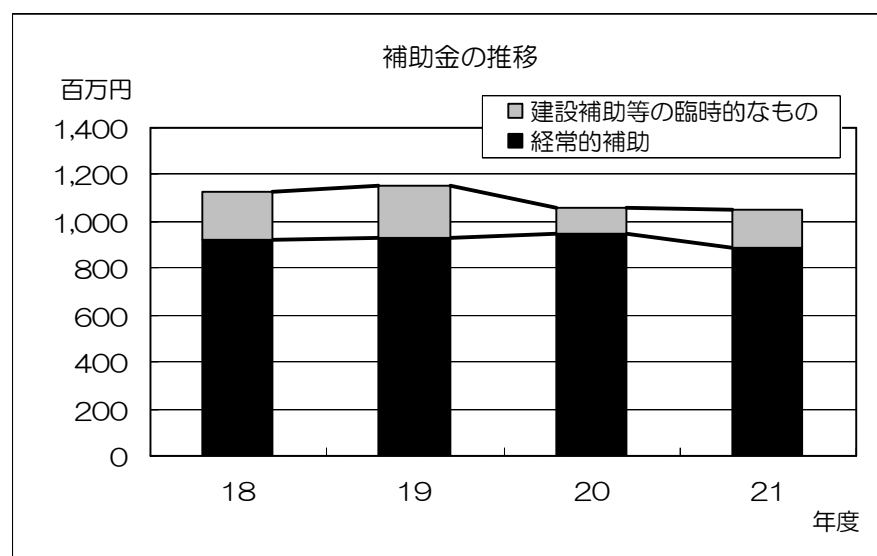
	H22		H18	
	補助金額	割合	補助金額	割合
一般財源	902,155	64.7%	1,183,333	90.0%
特定財源(国・県補助金等)	491,474	35.3%	131,666	10.0%
合 計	1,393,629	100.0%	1,314,999	100.0%

●補助金の推移

(金額単位：円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計 補助金等	合 計	1,153,581,199	1,153,941,849	1,059,881,590	1,042,035,924
	経常的な補助金(建設費補助を除く)合計	924,038,449	928,448,209	950,646,590	891,921,724
	補助金	946,470,199	941,378,837	832,405,867	883,146,424
	内、建設補助	229,542,750	225,493,640	109,235,000	150,114,200
	差引(経常的な補助)	716,927,449	715,885,197	723,170,867	733,032,224
	交通費助成	207,111,000	212,563,012	227,475,723	158,889,500
特別会計 補助金	合 計	65,844,318	64,000,020	45,180,738	45,472,353
	経常的な補助の合計	65,844,318	64,000,020	45,180,738	45,472,353
	国民健康保健特別会計	65,300,000	63,450,000	44,570,000	44,907,945
	介護保険特別会計	540,000	540,000	540,000	540,000
	下水道事業特別会計	4,318	10,020	70,738	24,408
合計額		1,219,425,517	1,217,941,869	1,105,062,328	1,087,508,277
	経常的な補助の合計	989,882,767	992,448,229	995,827,328	937,394,077
	対前年度比較	—	1.00	1.00	0.94

歳出総額		53,060,044,545	57,440,533,209	54,369,971,580	52,576,065,461	
	一般会計歳出額	29,007,225,505	31,259,690,000	34,464,690,988	32,994,812,949	
補助金の割合	歳出総額	補助金等の合計額の割合	2.30%	2.12%	2.03%	2.07%
		経常的な補助の合計額の割合	1.87%	1.73%	1.83%	1.78%
	一般会計	補助金等の合計額の割合	3.98%	3.69%	3.08%	3.16%
		経常的な補助の合計額の割合	3.19%	2.97%	2.76%	2.70%



2 補助金等の基本的な考え方とこれまでの取組

(1) 補助金等の支出の根拠

地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが地方公共団体の補助金交付の支出根拠となっています。

ただし、「公益上必要があるか否か」については、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則し認定することになり、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも「公益上必要がある」と認められなければなりません。(行政実例 昭和28年6月29日)

(2) 補助の定義

補助という言葉は、広義、狭義で様々な意味で使用されますが、最も広義では、国から地方公共団体若しくは民間側等に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間等に対し、各種行政上の目的をもって交付される現金給付を指すものです。

地方自治法第232条の2の補助金は財政援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金を指すものと解されています。

補助金等の支出に係る予算上の取扱としては、地方自治法施行規則の定めるところにより、「19節 負担金補助及び交付金」として次のように区分されている。

- ① 負担金 法令又は契約等に基づいて国、他の地方公共団体等に負担する経費。
- ② 補助金 特定の事業又は研究をする者に対し、その事業や研究の遂行を助成するために法令の規定に基づき交付するもの、又は公益上必要な事業、行為等に対する保護、奨励のために交付する経費。
- ③ 交付金 法令、条例等により、団体又は組合等に地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として交付するもの。

なお、「13節 委託料」が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は報償として交付される点で異なります。

(3) これまでの取組

補助金等の見直しについては、行政改革大綱アクションプランにおいて、重要な取組項目の一つとして明確に位置付けられていることから、適正で透明性の高い補助金制度の構築を目的として取組を進めてきました。

① 行政改革推進委員会による補助金等の個別検証【平成18年度】

行政改革推進委員会に専門部会として「補助金等適正化検討部会」を設置し、計154件について審査。

(審査結果)

区分	件数	18年度予算(千円)
廃止	18	33,128
見直し(縮小)	56	654,739
継続	80	627,132
充実(拡大)	—	—
計	154	1,314,999

※ 前回提言の詳細(今回検証分)は、【付属資料5 検討対象補助金等一覧】P.56参照

②行政改革推進委員会による提言【平成19年度】

平成18年度に引き続き、「補助金等適正化検討部会」を設置し、個々の補助金等の審査・評価の作業で把握された検証結果を基に、補助金を交付する際の統一的なルールとなる「補助金制度に関する指針(案)」を策定しました。

③市による指針等の策定【平成20年度】

行政改革推進委員会の提言に基づき、適正で透明性の高い補助金制度を構築するため、補助金交付の統一的なルールである「補助金制度に関する指針」、「補助金等交付規則」を策定・制定しました。

(4) 提言を踏まえた個別補助金の見直し

① 提言への対応状況

【提言の実施状況】		市の対応状況			合計
		廃止	見直し	継続	
H18年度 提言内容	廃止	13	1	4	18
	見直し	9	34	9	52
	継続	7	11	59	77
合計		29	46	72	147

※ 前回の見直しでは、団体等への「使用料の減免」や「人や場所の提供」などについても、審議対象に含めたことから、上記(3)①の表と件数に違いがあります。

② 主な補助金の見直しと財政効果

(単位:千円)

年度	主な補助金名称				効果額 (単年度)	効果額 (累計)
	廃止	件数	見直し	件数		
H19	職員資格取得助成金・ たばこ奨励会奨励金・ ISO認証取得事業補 助金・自治振興補助金	8	職員互助会補助金・ 社会福祉協議会補助 金・ふれあい振興財団 振興事業補助金	16	△41,397	△41,397
H20	ケーブルテレビ加入促 進補助金・宿泊施設利 用補助金	5	自治会長研修費補助 金・社会福祉協議会補 助金	12	△43,684	△126,478
H21	愛がん動物適正管理推 進事業補助金・市民体 育祭参加奨励金	7	社会福祉協議会補助 金・障がい児保育事業 費補助金・資源回収補 助金	16	△56,013	△267,572
H22	ふれあい振興財団事務 局補助金・松くい虫防 除事業補助金・	5	社会福祉協議会補助 金・中小企業融資保証 料補助金	9	△77,371	△486,037
合計		25		53	△218,465	

※ 「効果額(累計)」は、各補助金のH19年度以降の廃止、見直しが継続していることによるもの

3 補助金等の見直しに関する事項

補助金等の見直しについては、前述のとおり、平成18年度において実施し、また「補助金制度に関する指針」及び「生駒市補助金等交付規則」を策定していることから、これらを踏まえた上で、今回の見直しを行いました。

(1) 検討の視点

前回の見直しにおいては、公益性・必要性・補助の効果及び補助内容の妥当性の視点からの点数評価と今後の補助金のあり方を示す総合評価を実施しましたが、今回の見直しにおいては、委員会からの提言や指針、規則の考え方を加えた、下記の視点による「廃止」・「見直し」・「継続」の総合評価を行いました。

① 整理合理化の推進

事業内容、市民ニーズ、公益性の度合いなどを検証し、廃止を含めた見直しにより整理合理化を推進

② 行政と民間の役割分担

行政と民間の役割分担、行政として対応すべき必要性、また経費負担のあり方などの再度見直し

③ 事業費補助の原則の確認

補助金制度に関する指針において原則として明記されているとおり、個々の団体等に対する補助金等の交付について、運営経費に対する補助から、特定の事業実施への補助を行う事業費補助への転換の状況についての確認

④ 補助の既得権化の抑止

補助金等交付の既得権化を防ぎ、また、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、補助金制度に関する指針に基づく、原則3年の終期設定状況について検証

⑤ 補助対象経費、積算基準の明確化

補助金の対象経費、積算基準、補助率等について、その明確化の状況と妥当性についての検証

(2) 検討の対象

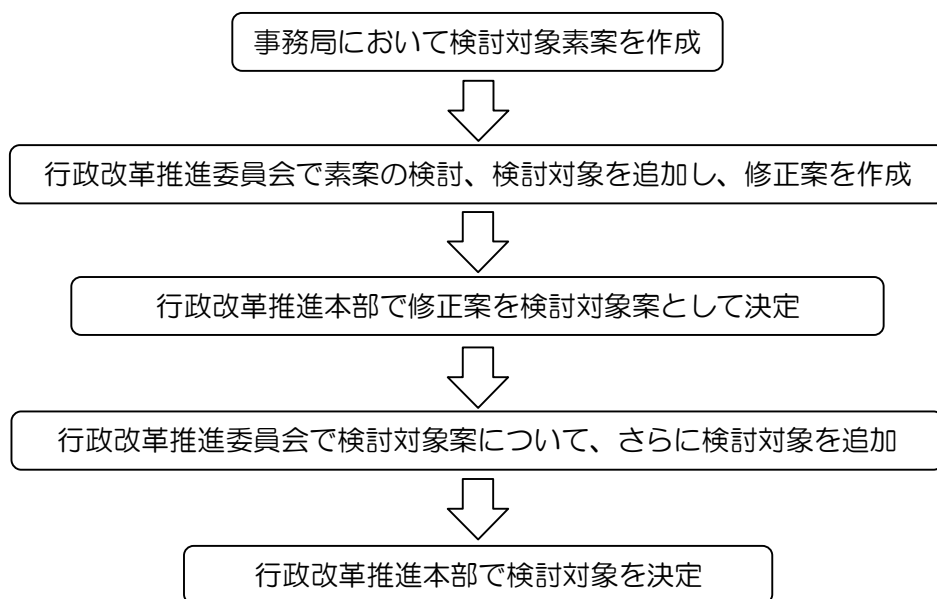
前回の見直しでは、「19節 負担金補助及び交付金」のうち、負担金を除いたもの及び市が単独で支出し、補助金と同等の性質を持つ「扶助費」、いわゆる「財政援助的な支出」並びに実際に補助金としての支出はないものの「人や場所などの提供」及び「施設使用料等の減免措置」を行っているもの全てを対象として審査しました。

今回の見直しでは、前回の見直しを踏まえて、補助金等の全144件の

うち、下記の基準に基づき、まず事務局において検討対象素案を抽出しました。

- ・ H18 年度の提言で指摘された事項への対応がさらに求められるもの
- ・ 経常的な補助金で、H22 年度の予算額が概ね 300 万円以上のもの
- ・ 創設後、10 年以上が経過しているもの
- ・ 事業への補助ではなく、団体等の運営補助の性格が強いもの
- ・ 補助金の対象経費、積算根拠等が明確とは言い難いもの
- ・ 補助率が 1/2 を超えるもの
- ・ その他特に検証の必要があると認めるもの

この基準から、事務局で抽出し、24 件を検討対象とする素案を作成しましたが、委員会において審議し、34 件とする修正案を作成しました。その修正案を市長が本部長とする行政改革推進本部で検討・決定し、さらに委員会で審議・検討を行い、今回の見直しの検討対象を36 件と決定しました。



(3) 補助金等の審査の方法

上記(2)の結果、検討対象は36 件となり、これらの補助金について、補助金制度に関する指針において策定した「補助金交付基準」に基づく、検証・評価を次のとおり実施しました。

① 作業部会の設置

一定数の補助金を個別に検証する必要があることから、本委員会に2つの作業部会を設置し、行政分野別による性質分類ごとに検証作業を分担することとしました。

- 第1 作業部会：自治振興・地域活動、防災・安全・人権、農林振興、

地域経済振興、住宅・開発

○第2作業部会：社会福祉、高齢者福祉、子ども福祉、環境・緑化推進、幼稚園、学校教育、生涯学習振興

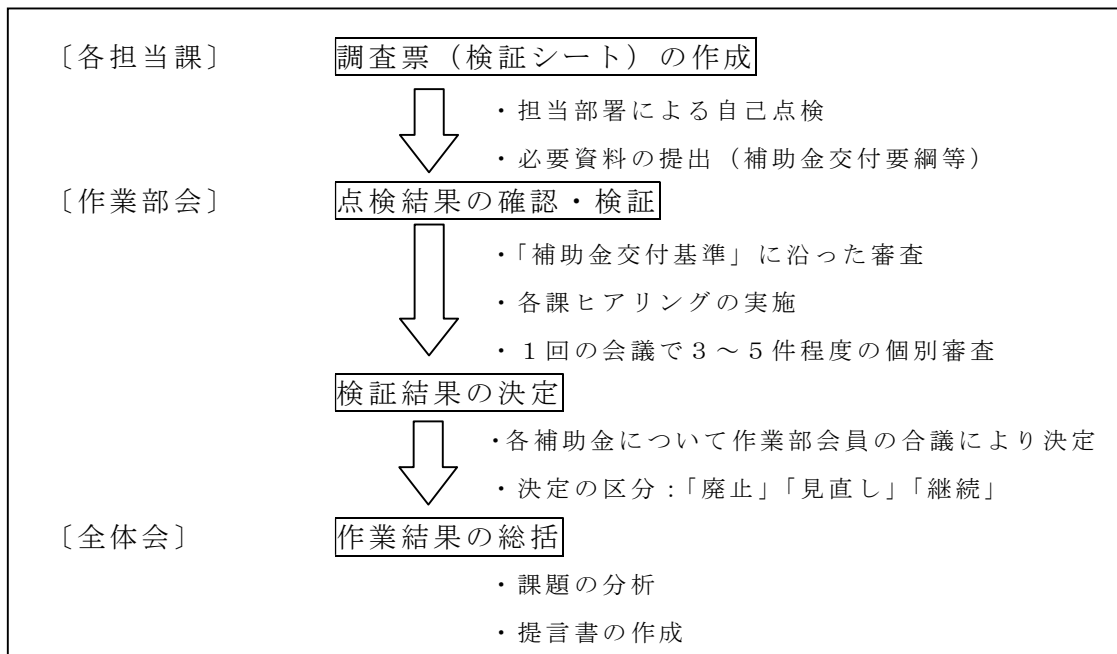
② 検証の手順

検証の手順は、各担当課が自己点検し、作成した「補助金等検証シート」を及び補助金交付要綱等の必要資料をもとに次のとおり実施しました。

なお、検証シートについては、終期の設定や領収書等の添付確認等といった指針等への適合状況や、市民ニーズや代替策についての検討、補助効果についての評価といった交付基準に沿った検証が可能となるよう、一部の項目を今回の見直しに合わせて新たに追加・変更しました。

③ 作業部会による検証

前回の見直しにおいては、まず個別補助金の書類審査を行い、1,000万円以上の補助金に対してヒアリングを実施しましたが、今回の見直しでは、検討対象を抽出していることから、資料確認に加え、全件を対象に各担当課に対してヒアリングを行い、各委員の合議により、補助金の今後のあり方を「廃止」、「見直し」、「継続」の区分で決定しました。また、総合評価の区分を選択した理由の他、特に指摘すべき事項や意見がある場合には、コメントを記載しました。



【補助金交付基準】（「生駒市補助金制度に関する指針」（平成20年10月）より）

検証項目	検証内容	
公益性	・ 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	
	・ 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	
	・ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	
必要性	・ 市が関与する妥当性はあるか。	
	・ 補助金の交付以外の代替策はないか。	
	・ 当初の目的を達成していないか。	
補助の効果	・ 補助金の交付の効果が認められるか。	
	・ 補助金額に見合う効果が期待できるか。	
補助内容の 妥当性	・ 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	
	・ 補助金の使途は目的に沿ったものか。 ※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外	
	（団体補助 の場合）	・ 団体等の財務状況を検証しているか。 ※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。 ※多額の積立金、基金等を有していないこと。 ※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。
	・ 団体等の会計処理や使途は適切か。 ※団体等において適正な監査機能を有していること。 ※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること	

4 補助金等に係る審査結果

(1) 審査結果の総括

補助金等を「廃止」、「見直し」、「継続」の判断を行った結果は、次のとおりです。

区 分	件 数	平成 2 2 年度予算 (千円)
廃 止	9	2 1 3 , 5 5 8
見直し	1 8	3 1 5 , 2 6 7
継 続	9	2 2 8 , 3 4 9
計	3 6	7 5 7 , 1 7 4

75%が、「見直し」又は「廃止」であり、提言内容を踏まえ、速やかな対応が必要です。「継続」と判断したものについても、市民ニーズや社会情勢の変化に応じた不断の見直しが必要です。また、「継続」と判断したものを含め、コメントとして記載した事項については改めて精査し、改善に向けた取組を進めることが望まれます。

① 行政分野別の審査の状況

行政分野別に審査の結果を見ると、各行政分野にわたって、「廃止」と判断したものがあり、補助金を交付する必要性を検討すべき部分が見受けられました。生涯教育振興については全ての補助金について「見直し」という結果になっており、前回の見直しと同様、効果的な補助金となっていないと思える部分が見受けられました。

行政分野		廃止	見直し	継続	計
福祉	保健・衛生	0	0	0	0
	高齢者福祉	1	1	0	2
	障害者福祉	0	0	0	0
	子ども福祉	1	1	1	3
	社会福祉	1	1	1	3
教育	幼稚園	0	0	2	2
	学校教育振興	0	1	0	1
	生涯教育振興	0	6	0	6
自治振興・地域活動		1	2	2	5
環境・緑化推進		0	0	1	1
地域経済振興		1	1	1	3

行政分野	廃止	見直し	継続	計
防災・安全・人権	2	2	1	5
住宅・開発	1	0	0	1
農林振興	1	3	0	4
計	9	18	9	36

② 交付先別の審査の状況

交付先別に審査の結果を見ると、各種団体・協会関係に対する補助について「廃止」又は「見直し」が多く見受けられ、有効性について疑問があるものや長期で継続されているもの、積算根拠が不明確なものも多く見受けられました。また、個人等に対する補助については、現在の社会情勢に適合していないものが見受けられました。今後、限られた財源と人材で行政運営を行っていく必要がある中、市民団体などを活用した事業の必要性がますます高まってくることが予想されますが、既得権化に繋がることのないよう、公平で透明性の高い補助金制度を継続していく事が望まれます。

交付先	廃止	見直し	継続	計
個人等	2	2	2	6
各種団体・協会関係	5	14	2	21
外郭団体等	0	0	0	0
自治会関係	2	2	2	6
保育園・幼稚園	0	0	3	3
小中学校関係	0	0	0	0
計	9	18	9	36

(2) 個別補助金等の審査結果

各個別補助金等の審査結果については、次の「審査結果の一覧」に記載しています。

「廃止」又は「見直し」と判断した補助金については、多種多様な課題が存在しますが、それらを総合的に審査した結果、補助金自体の存在意義についての是非が問われたものと考えます。

特に、「見直し」と判断したものについては、多岐にわたる検討課題、改善策を指摘していることから、事業そのもののあり方を含め、十分な精査が必要であり、コメントにおいて「廃止を含めた」と明記されているものについては、補助金そのもののあり方について抜本的に見直すべきと考えます。また、「継続」と判断したものについても、コメントにおいて指摘した事項については、対応を検討していく必要があります。

審査結果の一覧

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1	自治振興補助金	65,445	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁団体の自治会（全世帯の83%が加入）に対する補助金は一定理解でき、また、市の方針は、H23年度に総額で10%を削減する予定とのことである。 ・補助額の見直しに当たっては、全自治会に一定額を交付する均等割については、自治会の規模によらず共通して基本的に処理すべき事務の範囲等を精査するとともに、世帯割については、他都市の交付水準を踏まえ適正化を検討するなど、金額面や現行の交付方法の妥当性を再度検討すべきである。 ・また、自治基本条例に基づく市民自治協議会の設置など地域との協働が今後推進される際には、本補助金のあり方、他の補助金も含めた助成制度の再構築に向けた検討を進めるべきである。
2	自治会長研修費補助金	2,048	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額の削減など一定の見直しに努められているが、研修成果が地域のまちづくりへ十分に還元され、あるいは、地域住民へ成果が十分に周知されている状況にないという意見もある。 ・社会情勢の変化とともに、従前の内容で毎年研修することが必要とは言えなくなってきているため、本補助金を廃止し、自治会の活性化に向けた知識や情報の習得に関する体制、手法等について再構築すべきである。 ・なお、本補助金と同様の趣旨、枠組みで、各種委員等に対しての研修補助金など公費の支出が複数見受けられることから、これらについても同じ視点での見直しが必要であり、市として統一した公募型の研修費補助制度を創設することについても検討すべきである。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
3	自治会防犯 灯電気料金 補助金	38,215	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主導的に地域での安全・安心を確保する観点、また、受益の範囲が幅広く不特定多数に及ぶことも踏まえ、電気料金を全額補助することについては、一定の必要性が認められる。 ・今後においては、効果的・効率的な防犯灯設置場所の精査、電気料金を節減できる器具の使用など運用面における継続的な改善を図ることにより、支出の抑制に努められるべきである。
4	集会所新築 等補助金	90,941	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるコミュニティ活動の拠点として、一定の支援の必要性が認められるとともに、厳格な支出確認など運用面での改善が確認できることから、継続が妥当であると判断するものである。 ・なお、新築の補助単価については、H20年度から20万円/m²に削減されたところであるが、一般的な建築単価の水準や他都市の事例等を十分に精査し、単価を設定するなど更なる見直しを検討すべきである。 ・また、新築、増改築については延べ面積等による上限額が設定されているが、改修補助についても交付限度額を明確にすることが望ましいものである。
5	いこまどん どこまつり 実行委員会 補助金	14,000	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源については、年間約200万円の協賛寄附を確保するなど、努力されているところであるが、更なる財源確保に努めるなど、収支構造の改善を図り、市の関与の縮小を進めるべきである。 ・また、プランニング等の実務を担う専門委員会について更なる活性化を促すため、市民公募等の導入により積極的に多様な意見を採用するなど、市民主体の運営を更に促進することにより、事務局業務の移譲を含め、自立した組織体制の確立を視野に入れた取組を進めるべきである。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
6	農業祭実行 委員会補助 金	1,500	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市の農業の現状に関し、市（担当部署）においては、社会構造の変化に伴う都市化の進展、耕作放棄や担い手不足で極めて憂慮すべき状況にあるとの認識である。 ・しかしながら、その認識と農業支援の手法や施策が必ずしも農業・農家の効果的な活性化に直結していない印象もあることから、他の農業振興施策との調整を図りながら、消費者への啓発、理解の促進も含め、より効果的かつ的確な行事の実施方策、実行委員会の運営手法を検討されたい。 ・H21年度から協賛金制度を導入するなど、収入確保について一定の取組は見られるが、市の補助金に大部分を依存した収支構造を改善するため、大規模な事業者・量販店などとの連携の強化、民間事業者等の協賛拡大など自主財源の確保による市負担額の圧縮にも努めるべきである。
7	農家区長活 動交付金	1,408	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市の農業行政を円滑、適正に執行する上で、農家区長が大きな役割を果たしている状況は理解できるが、農家区長が行う業務・役務に対する対価、報償といった人件費的な側面が強い補助金と考えられることから、農家区長に委ねるべき事務と市が直接担うべき事務についての現状把握、業務範囲の明確化を早急に実施すべきである。 ・その上で、農家数、農地面積、地勢、有害鳥獣等の状況などを勘案し、地域ごとの業務量等について調整を図るべきと判断される際は、均等割と戸数割の配分割合の見直しなど、支出方法を改善し、より公平で効果的な補助制度とすべきである。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
8	農家区長会 補助金	890	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・研修補助金については、補助金上限額の減額や宿泊費を補助対象外とするなど、一定の改善は進められているが、他地域の取組を毎年度視察する定例的な事業でありながら、研修内容の報告書等が作成されておらず、研修効果の検証や農家区長が一般農家に研修内容を周知するといった取組が不十分な状況である。 ・定例的な支出となっている研修補助金については、いったん廃止し、団体自らが研修の趣旨・目的や見込まれる効果、フィードバックの方法等を明らかにした上で、市が必要性や公益性を明確な基準に基づき判断するといった手法、体制等を再構築すべきである。 ・見直しに当たっては、No2の自治会長研修費補助金において指摘したとおり、公募型の研修費補助制度の創設を考慮すべきである。
9	土地改良事 業補助金	5,400	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全・活用のほか、防災の面からも事業の必要性は理解できるものであり、補助対象額について設計金額から設計金額の 8/10 又は施工業者請求額のいずれか低い方に改めたほか、農道用地については地元からの寄附を原則とするなど、H18年度の本委員会からの提言に沿った見直しもなされている。 ・農業用道路の新設、改良など投資規模が大きい施設整備事業においては、市の財政負担も相当額に上ることを踏まえ、一定の受益者負担は制度化されているものの、農業の生産性の向上、農業構造の改善といった土地改良事業の目的に即し、当該事業の必要性や効果を精査した上で、補助金による支援を実施されたい。 ・土地改良事業の実施主体については、設計金額が 500 万円以上の事業については市が直接実施し、500 万円未満の事業は土地改良区等の地元が施工することとされているが、地元施工における発注・契約の手法について、いかに競争性を確保するの

				<p>かが課題と考えられることから、事業主体を決定する金額の区分の妥当性も含め、地元施工において、より公平性と透明性を高める発注・契約の手法を検討されたい。</p> <p>・なお、農業行政の基本となる「農家」の捕捉基準について、国の基準などを参考に再検討されたい。</p>
10	商工会議所補助金	10,036	見直し	<p>・公的機関である商工会議所を通じ、経営基盤が脆弱な小規模事業者へ支援を行う一定の意義は認められるが、税務相談、法律相談など各種相談業務をはじめ、補助金の交付対象業務について、小規模事業者支援への寄与度を検証することが必要である。</p> <p>・また、補助金額については、現在、前年度に県から商工会議所へ交付された補助金額の1/3以内と、固定的な運用がなされており、一定水準が維持されたままとなっている。</p> <p>・商工会議所が行う小規模事業経営支援事業には経営指導員による指導、講習会等の開催、金融斡旋など多様な業務が含まれることから、本市の商工業振興に関する費用対効果等を個々に見極め、補助金の交付対象とすべき事業の取捨選択を行うことが必要であり、個別の事業に支援対象を特化するなど、事業補助に移行すべきである。</p>
11	中小企業融資制度利子補給金	30,000	廃止	<p>・中小企業利子補給金については、市の中小企業向け融資制度における事業者への負担軽減策のひとつとして導入されているところである。</p> <p>・この制度融資そのものについては、中小事業者の経営の安定と振興を促進する上で、一定の効果と意義を有するものであると理解できる。</p> <p>・しかし、利子補給金制度については、現在の金利情勢等の経済実態や、年間1件(単位)当たりの支援規模が少額(約4万円程度)にとどまっていることなどから、その目的である中小企業の経営の合理化や設備の近代化等による経営基盤の強化に直結しているとは考え難い。</p> <p>・担当部署においても、年利1%相当額に固定された補給金額や融資利率のあり方など、制度改善の必要性は認識されているところでもあり、利子補給金については、いったん制度を廃止すべきである。</p> <p>・その上で、中小企業への融資制度における融資総枠の確保はもとより、債務保証料の補給制度との関連</p>

				も踏まえ、中小企業関連施策のメニューの組み直しを図るとともに、企業誘致施策の更なる充実等の取組みも含め、別途、支援の仕組みを再構築すべきである。
1 2	観光協会補助金	1,200	継続	<p>・補助金額については、長期間にわたり一定額で固定されている状況であるが、主要観光地への入込客数が伸び悩む中で、生駒の魅力を生駒市外に向けて発信することはもちろん、市民の理解なくして観光行政を推進することは困難であることから、市内への周知・啓発にも更に力を注ぐべきである。</p> <p>・また、観光振興施策の推進に当たっては、行政自身が主体的に奈良県等との連携を強化し、積極的な情報発信などの取組を展開されることが望まれる。</p>
1 3	生駒市市街地再開発事業推進活動補助金	0	【廃止】	<p>・本補助金については、第1種市街地再開発事業の施行者に対し、市が単独で事務所の維持管理費、事務費等を補助するものであるが、市（担当部署）から、民間活力の導入と権利者の自主的・自立的な運営を促進するため、今年度中に廃止する旨の意思表示があったことから、担当部署へのヒアリング等は実施せず、市の判断を尊重することとした。</p>
1 4	人権教育推進協議会補助金	2,658	見直し	<p>・人権教育推進協議会は、市内の各種団体等により構成され、人権教育講座や懇談会、研究大会の開催等の事業を展開しており、「人権施策に関する基本計画」に位置付けられているとおろ、地域が一体となった人権教育・啓発を推進する上で、連携すべき団体として一定の支援の必要性は認められるが、人権問題については、対象分野が多岐にわたることから、より効果的な関係部署との横断的な連携を図る必要がある。</p> <p>・H20年に示された「地対財特法期限後の同和施策見直し検討委員会」の提言においても指摘されているとおろ、団体の自主性と中立性を損なうおそれがあることから、協議会運営経費の大部分が市の補助金で賄われている状況は、改善が図られるべきである。</p> <p>・団体会員が29団体ある一方で、個人会員は現在14名程度にとどまっていることから、活動に相応する</p>

				個人や団体の加入を積極的に図り、会費収入もわずかなことから、自主財源の確保に努めるとともに、補助対象事業の内容の精査など、団体の能動的な活動を促進し、自主性を育成するための補助制度のあり方を検討すべきである。
1 5	人権教育研究会補助金	3,403	廃止	<p>・人権教育研究会については、学校等における人権教育を推進するための研究団体として、市内の保育園、幼稚園、小中学校、高校の全教員等で組織されているが、その運営経費は、市が交付する補助金で丸抱えしており、人権教育推進協議会と同様に、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。</p> <p>・研究会への補助対象項目の相当部分は研修会・研究会等への参加費、旅費等で占められており、上部団体への分担金も含めると、1/2以上が直接実施する事業以外への支出となっていることから、人権教育推進協議会への補助においては、研修会等に参加する際の交通費について補助対象から除外する見直しを行われていることとの整合も踏まえ、任意の民間団体である本研究会に対する補助金は廃止が妥当であると判断する。</p> <p>・その上で、教員の学習機会等を確保し、教育現場における人権教育の効果的な推進を図るために必要と判断される研修・研究等については、市が直接、その機会を確保し、経費を負担することなども考慮すべきである。</p> <p>・また、今後団体として、研修会への参加といった事業以外で効果的な事業を積極的に展開し、会費等の財源確保に努められる場合にあっては、改めて支援の方策を検討することが適当である。</p> <p>・なお、本研究会は、会則において生駒市内の全教職員等をもって組織することとされているが、強制的な加入を義務付けているのであれば、任意の研究組織としての団体の性格にそぐわないものであり、併せて検証すべきである。</p>

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1 6	交通対策協議会補助金	2,000	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策協議会は、生駒警察署と市が共同で組織し、交通安全の啓発事業等を行っており、H21年度から補助金の精算を行うなどの見直しはなされているが、定額の補助金交付が継続しており、補助対象事業の特定と積算の明確化が必要である。 ・事業内容においては、配布用の啓発物品や周知のための看板、横断幕等への支出が大半を占めているが、啓発の手法が固定化している状況も伺える。 ・市民への意見聴取など取組の効果測定を的確に実施すること等により、横断幕等を毎年作成する必要性も含め、市民への効果的な啓発方法を十分に精査し、メリハリのある補助金支出に努められたい。
1 7	交通安全団体補助金	300	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象団体である生駒地区交通安全母の会については、組織規模が縮小傾向にあり、若年層の参画も得られていないことから、取組の発展・継承が困難な状況となっている。 ・市民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を実現するためには、関係機関、団体との積極的な連携が求められることは理解できるが、団体の活動状況、補助対象事業の内容等を勘案すると、本団体への補助金交付を通じた事業展開を行う必要性と効果を見出し難い状況である。 ・交通安全運動等に関する団体の活動や市との連携については、一定の意義があるとともに、啓発物品の配布事業として実施している小学1年生へのランドセルカバーの贈呈等も有効であると考えるが、物品配布については、市の直接執行とすることも可能であり、本補助金については、廃止が妥当である。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1 8	防犯協議会 補助金	3,000	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協議会は、防犯意識の普及、犯罪防止の活動において多様な啓発等に取り組んでおり、本協議会に対する補助金交付は、安全・安心なまちづくりの推進において意義あるものであると考える。 ・特に、本協議会の下部組織であり市民から委嘱された地域安全推進委員（市内11地区）による地域に根ざした活動が展開されており、行政、警察と地域が一体となった取組により効果をあげている事業の好例であるといえる。 ・補助金額は、定額補助のまま継続しており、積算根拠の明確化等は求められるものの、交付総額の圧縮や余剰金の精算等の見直しがなされており、改善は進められている。 ・複合的な要因ではあるが、H14年度にピークを迎えた犯罪発生件数も半減しており、犯罪抑止の実績も認められることから、地域との連携のもと、継続的に取組を進められたい。 ・なお、本協議会を通じて地域に配布されている防犯用品の幟については、自治会が負担している場合もあるとのことであるので、公平性に配慮するとともに、さらに効果的かつ効率的な実施に努められたい。 ・また、防犯対策の重要性を踏まえ、さらに効果的な施策や支援の仕組みを構築することも考慮されたい。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1 9	鹿ノ台地域 交流施設運 営助成金	3,960	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、地元からの要望により、市が土地を無償貸与するとともに、補助金を支出して建設された施設であり、運営については、併設されたデイサービスセンターの運営者が管理することに対して補助金を支出している状況にある。 ・このような特定地域の住民利用に限定された交流施設のあり方については、平成 18 年度の本委員会の提言においても他の地域との公平性の観点から改善を指摘していたところであるが、地元管理への転換に向けた一定の協議等はなされたものの、現在まで具体的な見直しがなされていない状況にあり、他地域との均衡を考慮した場合、市の補助金により利用者を限定した運営を維持する妥当性は見いだし難いことから、期限を設定した上で当該補助金は廃止すべきである。 ・なお、今後の施設運営については、補助金の廃止を前提として、当事者間である 3 者において管理のあり方を検討されたい。
2 0	社会福祉協 議会補助金	30,000	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に本委員会の「外郭団体のあり方検討部会」からも提言したところであるが、社会福祉協議会の事業が多様化する中で、本来の機能や位置づけが不明確となっており、団体の方向性、役割の明確化と事業内容の整理が早急に求められるところである。 ・担当部局においては、社会福祉協議会も参加した上で、見直しの検討作業に着手する予定であるとのことであるが、単に既存事業の役割分担

				<p>を整理するにとどまらず、個々の事業の必要性にまで踏み込んだ議論が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、本補助金の積算根拠については、監査委員や本委員会から幾度となく明確化を指摘されているところであり、作業部会においても極めて強い懸念を持つところである。 ・今後、事業内容そのものの見直しに併せて、速やかに補助金の支給対象とすべき具体的な事業を整理・特定し、効果的で透明性の高い事業補助金への転換を図るべきである。 ・上記の検討作業の結果は、可能な限り早急に取りまとめ、団体の財務状況等を含めて市民に分かりやすい形で公表するとともに、平成 23 年度予算に確実に反映させるべきである。
2 1	民生児童委員活動費交付金	20,641	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の活動の実態を勘案すると、県補助金への上乗せ補助も含めた補助金額については、一定の妥当性が認められる。 ・委員の活動内容、活動の困難さなどの実態が必ずしも広く周知されていないことから、積極的な情報開示に努めるとともに、委員個人に交付される補助金の約 1/2 が地区民生児童委員協議会の活動費に充当されているといった補助金の用途を明確に示し、透明性の高い運用に取り組むことが求められる。 ・今後もきめ細やかな地域福祉を継続的に推進するためには、委員定数の拡充を含めた体制の充実が求められており、市と民生児童委員の役割分担、委員の業務範囲と責任の明確化を図ることにより、多様な人材の委員への就任と円滑かつ充実した活動が可能となるような環境の整備が必要である。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
2 2	老人クラブ 補助金	8,808	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を主体とする地域支え合いという観点からも、老人クラブの活動に対する一定の支援は必要であると考えられる。 ・しかし、生きがいづくりや健康増進についての実効性を向上し、地域福祉、高齢者福祉を効果的に推進するためには、単に金銭的な支援を事務的に継続するだけではなく、今後の老人クラブのあり方についての方向性を検討する必要がある。 ・老人クラブと市、事務局業務を担っている社会福祉協議会を含めた役割分担を精査するとともに、地域福祉の増進を図るための共通の基盤として、団体の位置付けを明確化するなど、本補助金の有効性をさらに高める取組が必要である。 ・補助金額においては、適正老人クラブへの補助単価の一部見直しがなされているが、国庫補助基準に対する上乘せ補助の水準について更に精査すべきである。
2 3	高齢者交通 費助成金	172,157	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度には支給額を削減するとともに、担当部署においては平成 23 年度までに支給対象者、支給金額の見直しを予定しているとのことであるが、高齢化の急速な進展により給付対象者数は増加の一途をたどっており、持続可能な財政運営を図る観点からも政策そのもののあり方を抜本的に見直すべきである。 ・運用面においても、本助成金の目的が、必ずしも達成されているとは言い難く、また交付対象者以外による使用の可能性があること、所得制限の導入など多くの課題があることから、本制度自体については、一旦廃止すべきではあるが、生きがいづくり、交通弱者への支援など複合的な政策目的を整理した上で、真に支援が必要な市民に対する制度となるような方策を改めて検討すべきである。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
2 4	私立保育所 運営費補助 金	43,920	継続	<p>・市の保育所については、公立・私立を含め、定員を超えた児童を受け入れているにもかかわらず、相当数の待機児童が生じている状況にあるなど、育児環境の整備に対する市民のニーズは引き続き高く、本補助金の支出は、民間保育所の健全な運営と保育サービスの充実に寄与しており、子育て支援施策の推進の観点から重要な位置を占めるものと考ええる。</p> <p>・昭和 59 年度の補助金創設以後、補助金の交付対象項目等については固定的な運用がなされているとのことであるが、民間保育所のニーズを的確に確認するとともに、保育需要の多様化など状況の変化に合わせた調整を行い、効果的な補助金の支出方法について、改めて検証を実施すべきである。</p> <p>・本補助金は、市の単独補助であることから、実態を常に把握することによって、補助金の交付対象項目そのものや根拠となる単価なども含めた補助金額が適正であるかどうかを常に検証するとともに、補助金以外の手法とも連携し、多面的・総合的に安定した子育て環境を確保するために活用すべきである。</p>
2 5	児童育成ク ラブ運営助 成金	163,350	見直し	<p>・いわゆる学童保育の運営を支援する補助であり、保護者の就労環境の多様化等によるニーズの増加に伴い、子育て支援施策としての必要性は認められる。</p> <p>・学童保育については、昭和 59 年以降、市・保護者・指導員の 3 者で運営協議会が運営されており、市が事務局業務を担っているが、より効率的で適正な運営方法・体制を模索していく時期を迎えていると考えられ、実際に他都市と比較しても、手</p>

				<p>厚く補助金が支出されている状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市においては、保護者、市民等が一体となって、効率的で効果的な運営を実現している事例も散見されることから、全国の多様な情報を収集し、生駒市との違いなど運営の実態に関する情報をオープンにして議論すべきである。 ・運営協議会の設立経緯を踏まえた上で、市・保護者・指導員の役割分担についての見直しを検討する中で、適切な受益者負担、安全・安心な保育環境の確保とともに、効率的で効果的な運営に寄与する補助制度への転換を図られたい。
26	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	4,000	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・1件当たりの補助金額が少額であるため経済面での効果は限定的であると考えられるが、環境基本計画の理念を踏まえ、市民の環境意識の向上や環境問題への取組の定着と拡大を図ろうとする政策目的については、意義を有するものとする。 ・今後においては、国の政策、補助制度や余剰電力の買取制度の動向等を注視するとともに、補助金支出の政策目的をよりの確に実現するための効果的な運用が求められる。 ・補助金の交付を受けシステムを設置した人には、電力使用量等のデータ報告を求めているところであるが、別途アンケート等を実施することにより、設置者の環境意識や行動様式がいかに変化したかなどを把握し、広く市民への情報の提供や共有を図るとともに、太陽光発電の普及を更に促進する方法や、より効果的な補助制度のあり方についての検討にも活用すべきである。 ・今後は、太陽光エネルギーに限らず、広く自然エネルギーの普及やCO₂削減の促進も視野に入れながら、環境施策に関する補助制度の運用を検討すべきである。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
2 7	子どもの広 場整備補助 金	800	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金については、自治会が管理する子どもの広場における遊具等の施設の整備に対する補助であるが、制度創設後、10年以上が経過しているにもかかわらず、H22年度が初めての交付となる。 ・公園等の遊具については、市の所有地又は市が賃貸借等により使用権を得た上で、市が直接維持管理を行うことが標準的な手法となっているが、本補助金の対象となる子どもの広場（2箇所のみ）については、境界確定等が未整理であることを理由に、土地の所有権を有し、維持管理を行う自治会等に対して補助金を交付する方法が採られている。 ・このことから、事故発生時等における管理責任の所在が不明確なものとなるおそれもあり、補助金の形態としては不適切である。 ・補助金交付に対するニーズが極端に少ないことに加え、対象となっている広場そのもののあり方や管理手法についても調整が不完全なままで補助制度が継続されている状況にあることから、子どもの広場としての成り立ちの経緯や境界確定などの課題を十分に検証すべきである。 ・また、本補助金はいったん廃止し、他の公園・広場の管理手法との整合を図るとともに、対象となる公園周辺の児童数等の状況も勘案した上で、今後の効率的で適正な広場の管理手法と支援の方策を検討されたい。
2 8	生涯学習推 進連絡会補 助金	5,200	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、構成団体の相互の協力を促進し、生涯学習の振興に寄与することを目的としているが、補助対象事業と補助目的との関連性が不明確であり、団体相互の連携強化には直結していないと思われる。 ・H18年度の行政改革推進委員会の提言を受け、一定の改善に取り組まれているが、各構成団体の組織が弱体化の傾向にある中、個々の団体の活性化につながる支援がなされるべ

				<p>きであり、補助金のあり方や補助内容を改めて見直すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の事業の実施意義は理解できるが、各構成団体がそれぞれの目的に応じて実施する事業への個別補助に移行するとともに、連絡会への支援については、構成団体の連携強化を図ることに特化し、運営経費に限定した補助にシフトすべきである。 ・また、本補助金を原資として、連絡会から個々の自主学習グループへの補助が行われているが、補助金の性格をより明確化するため、市から構成団体のひとつである自主学習グループ連絡会への直接補助に転換すべきである。
29	子ども会育成連絡協議会補助金	550	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成連絡協議会については、子ども会活動を充実させるため、各地域の子ども会（単位子ども会）の相互連携を図ることを目的としているが、最盛期には80団体あった単位子ども会について、現在は13団体の参加にとどまっており、組織としての存在意義を再度見直すべきである。 ・協議会が実施している行事等においては、加入団体に限らず、市内の子どもに広く参加を呼びかけているが、市全体の子ども会を活性化させる効果としては限定的と考えられることから、協議会の活動を活発化させ、子どもたちの健全育成に効果的につながるためには、地域の子どもの幅広い参加が不可欠である。 ・今後、子ども会活動の担い手の確保と積極的な参画を促すための仕組みづくりも含め、未加入の単位子ども会の自主的参加を促進する体制づくりといった課題に的確に対応する必要があるのであれば、市全体の子ども会の活性化に大きく貢献できるような事業内容への見直しと公募型も含めた効果的な補助の仕組みづくりが必要である。 ・しかし、補助金の交付を通じた目的・理念の実現が困難であると判断される場合には、廃止を含めた抜本的な見直しが必要である。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
3 0	ちびっこ文化祭開催補助金	700	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ちびっこ文化祭については、主催者である子ども会育成連絡協議会自らが企画立案、準備等の実務を担い、多くの参加者も得ており、子どもたちが健全に活動できる場所と機会を提供するという趣旨において意義は認められるが、事業効果をさらに向上させるためには、他の社会教育関係団体等との連携の強化が求められる。 ・イベントへの参加の促進や出展募集等においては、学校等への協力要請を行っているとのことであるが、事業をさらに円滑かつ効果的に展開するためには、実務を実質的に担っている団体等の当事者意識の醸成が不可欠であり、協力団体等との事業の共催も含め、補助金の効果的な支出のあり方を検討すべきである。 ・協議会本体への補助金と文化祭の補助金を区分して交付している理由については、文化祭の事業規模が大きいことから、行事単独での収支状況を把握する必要があるとのことであり、現状の交付方法は、妥当と考えられる。
3 1	スカウト連絡協議会補助金	300	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーイスカウト・ガールスカウトについては、地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成を目指して活動され、各種行事への協力、清掃活動など市の事業への協力をはじめ、様々な公共奉仕に取り組む団体の活動目的や市からの支援の意義は認められる。 ・少子化の進展等に伴い、各団の会員数確保に苦慮する状況にある中、連絡協議会とそれを構成する各団の活動をより充実・活性化し、市全域での青少年リーダーの育成に寄与できるよう、公募型も含めたより効果的な補助金交付のあり方について検討されたい。 ・しかし、補助金の交付を通じた目

				<p>的・理念の実現が困難であると判断される場合には、廃止を含めた抜本的な見直しが必要である。</p>
3 2	青年協議会補助金	210	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層によるまちづくりへの貢献、市民への還元を目指す青年協議会の目的と補助金の交付意図については、一定理解できるが、団体の構成人数が極めて少数にとどまり、事業規模の点からも必ずしも効果的な取組には至っていない。 ・社会情勢や都市化の進展などの環境変化を踏まえ、今後の運営においては、会員数の増加による組織の充実はもとより、他の社会教育関係団体等との連携を促進し、お互いに組織を支え合うような横断的な交流を図る取組も考慮されるべきである。 ・市からの補助については、地域活動の取り組みや組織の維持・運営等に関する課題を含め、協議会の今後の方針、市の施策や事業との関連性について、早急に協議・調整を行うべきである。 ・また同様の状況にある No29、30のように公募型の補助金制度を創設するといったより効果的な補助金交付のあり方について検討すべきである。 ・しかし、補助金の交付を通じた目的・理念の実現が困難であると判断される場合には、廃止を含めた抜本的な見直しが必要である。
3 3	遠距離通学児童交通費助成金	702	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金については、創設時以降、補助対象の地域が新たに発生しているにもかかわらず、3つの地域に限定して補助を継続し、不公平な状況が続いている状況にあることから、廃止も含めて制度のあり方を検討すべきである。 ・もともと、子どもの権利保障、通学の安全確保の面から、地域条件を撤廃し、公平性を維持することにより、継続することも考えられ、その際は距離などの交付基準についても改めて検討されたい。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
3 4	私立幼稚園 就園奨励費 補助金	21,692	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園が公立幼稚園を補完して、一定の園児数を受け入れていることから、本補助金の必要性は認められ、また、担当課において国の設定する交付基準よりも厳格な交付基準となるよう見直しており、公私連携の下で市内の幼稚園制度を維持する役割を担っているものと考えられる。 ・本補助金は国の制度であり、一定の所得水準以下にある世帯に対する補助を前提としているが、量的な補完との均衡を図るため、金額や交付基準については、毎年度精査すべきである。
3 5	私立幼稚園 運営費補助 金	4,740	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市においては、既存の私立幼稚園の協力を得て、公立幼稚園の整備を進めてきた経緯もあり、公民の連携を図り、私立の運営を効果的に支援する上で、補助の必要性は認められる。 ・運営における経常的経費に対する補助であり、サービス低下や保育料値上げの抑制などに繋がっていると認められるが、交付先の経営状況を踏まえ、補助効果の検証が必要である。 ・以前補助金額を変更した際の経緯や補助金額の算定根拠が不明確であり、今後変更する場合には、行政としての説明責任を果たす必要があることから、明確にしておく必要がある。
3 6	地区別体力 づくり活動 事業補助金	3,000	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の目的の一つとして体力づくりときっかけづくりが挙げられているが、むしろ地域コミュニティ

			<p>の活性化としての側面が非常に強く、このような観点から同種の補助金との統合も検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる事業内容については、市民のニーズに沿った多種多様な事業を対象とすべきである一方で、対象経費については、事業協力者への謝礼等が含まれる現状などから、補助金の目的に適った交付基準を作成するとともに、手続面からも収支決算書の統一化と内容の精査を図られたい。 ・平成18年度の提言を受け、担当課において補助金の交付対象を自治会から地区単位に見直しを行ったところではあるが、自治会間の連携などがうまく機能していない状況もあることから、他の施策との統合など、制度自体のあり方について、廃止も含めて抜本的に見直すべきである。
--	--	--	---

5 見直しにおける課題と今後のあり方について

市では、本委員会からの平成18年度・19年度の提言を踏まえ、個別補助金等についての見直しが着実に進められているとともに、「補助金制度に関する指針」と「補助金等交付規則」が制定され、一定の制度的な担保もなされたところです。

今後においてもこの指針や交付規則を遵守・徹底することは言うまでもないところですが、今回の補助金等の検証の過程において改めて把握された複数の個別補助金に共通する課題とその解決に向けての方向性について、指針で掲げられている補助金交付基準等の内容を踏まえながら以下のとおり整理します。

(1) 必要性

① 長期継続補助金の厳格な検証

創設から20年以上継続している補助金が144件中46件（31.9%）に及んでいます。

社会情勢や市民ニーズへの適合、市の基本的な政策方針への合致の点から、これほど長期の補助が果たして必要であるのかについて厳格な検証が求められます。

今回の個別検証においても長期で継続している補助金が多く見られましたが、少なくとも創設から20年以上が経過している補助金については、内容や規模にかかわらず、その支出の背景となる「市民のニーズ」「解決すべき課題」をすべて再検証して、補助金を支出することの意義、有効性等が引き続き存在していることを明確に説明する必要があります。

② 期限の設定の徹底

補助金制度に関する指針においては、補助金の交付期間は、原則として3年とすることを明示していますが、検証対象となった補助金36件のうち、明確に期限を設定しているものは、5件（13.8%）に過ぎませんでした。

本委員会からの提言を受けたにも関わらず、ほとんどの補助金において、期限の設定がなされていない状況であることから、期限を明確に設定した上で、期限到来時には改めてゼロベースで必要性を判断し、市民に補助金支出の効果を分かりやすく説明する必要があります。

(2) 補助の効果

① 有効性、効果の検証

今回の個別検証における顕著な課題のひとつとして、補助の成果や有効性を客観的な形で明示できる補助金が少数にとどまっていることが挙

げられます。

市民に直接提供するサービスにおいて成果が明確に示せない事業は、政策目的を達成する手法としての妥当性を欠くと言わざるを得ません。

指針において、補助金の定期的な評価の基礎的な枠組みは整備されていますが、より客観性が高くなるよう、達成状況の検証、分析の仕組み等を充実させていく必要があります。

② 少額補助金のあり方

補助金の総件数144件のうち、平成22年度の予算額が50万円未満のものが42件(29.2%)を占めています。

交付総額又は1件当たりの交付金額が少額な補助金については、政策目的を達成する上で、真に有効に機能しているのか、補助金交付の効果をより厳格に検証する必要があります。

1件当たりの補助金が少額であるため、補助の効果が充分にあがっているとは考え難いものであっても、補助金制度を維持・運営していくための事務処理のコストが必要となっていることを十分に考慮する必要があります。

交付先の自主性の尊重やより高い効果が見込める補助金への重点化といった観点からも、少額補助金の必要性を精査すべきです。

(3) 補助内容の妥当性

① 団体運営補助のあり方と事業補助化の更なる促進

補助金の交付先が特定の団体である補助金では、相当数が交付先の運営全般に対する支援を行う運営補助のままで存続しており、経費のすべてを市からの補助金に依存している団体も少なからず見受けられました。

指針においても事業費補助の原則が明記されているところであり、運営補助の場合、補助金の効果測定も困難となることから、支出の必要性と事業目的への明確な適合性を説明するためには、事業補助への転換をさらに進めていく必要があると考えます。

運営補助は、特定団体そのものを支援するものであり、補助金の内容や採否等によっては団体の存続に影響することから、市が政策を実施する手段として運営費補助を採用する場合には、事業費補助以上に慎重な評価と判断が求められます。

運営補助は、いったん交付が開始されると見直しや廃止が行われにくいため、補助金指針に定める原則3年の上限期間を明確に認識するとともに、補助の基準や内容、交付先の活動内容、成果を積極的に明らかにすることにより、市民の理解と納得を得なければなりません。

② 補助対象事業・経費の明確化と補助金額等の継続的な見直し

団体への運営補助においては、依然として定額補助（要綱上明記されておらず、毎年度の予算で定められる形が多く見られる。）となっているものが多数確認され、補助対象経費が定められていないものも見受けられました。

また、要綱等に対象経費は定められているものの、基準が網羅的又は曖昧であり、結果的に交付先が実施する事業のすべてが補助対象経費となっている例もあります。

補助対象事業・経費、補助金額の設定、見直しに当たっては、実態を絶えず把握することにより、政策目的に対し、補助対象事業や金額が適正かつ常に時代のニーズにあったものであるかを継続的にチェックし、慣行や前例踏襲により支給されることのないよう努めるとともに、他の関連事業も含めた施策全体への総合的な目配りも行い、市民から見て分かりやすく、公平な制度とすることが求められます。

また、補助金として予算計上しているもののうち、本来の性質や補助金創設の経緯、活動の実態等から、報償費（謝礼）、委託料として支出すべきものではないかといった当該事業に対する行政としての経費負担のあり方、手法等についても改めて精査すべきです。

（４）その他

① 総合的な補助の枠組みの検討

行政の縦割り体制（所管部署ごとの枠組み）の中で交付されている補助金の中には、地域の市民活動・生活の視点からみると、同様な目的に対して複数の所管からの補助金が交付されていると考えられるものも見られました。

補助金の効率化、より効果的な制度のあり方等を考慮すると、総合的、統合的な補助金の枠組みを検討する必要があります。

特に政策目的が必ずしも単一とは言えず、複合的な目的を有すると考えられる補助金にあつては、統合化、一般補助金化を図ることにより、交付先の柔軟で効率的な事業実施を促すとともに、補助金規模の適正化につなげるような改善の手法についても検討されるべきです。

また、公平性の観点から、市から複数の補助金交付を受けている団体等については、個別ではなく全体として捉えて評価する必要があります。その上で、当該団体への支援が社会通念に照らして過度ではないか、また結果として補助金を受けていない団体等との間に不公平が生じていないかを確認する必要があります。

② 公募型補助金の導入対象の拡大

今回の個別補助金等の検証結果においては、毎年度継続的に支出されている研修参加費への複数の補助に関し、事業の成果や実績がどのよう

にまちづくりに還元されているかが判然とせず、定例的に補助金が支出されていると見受けられたことから、公募型の補助制度の導入を提言したところです。

この他にも、既存の団体に特化された補助金が数多く存在し、幅広く展開されている他の市民活動との均衡を欠いている印象も受けることから、補助金指針においても交付機会の均等化や透明性の確保が強調されていることを踏まえ、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実と、補助事業の成果を広く市民が共有できる仕組みづくりに向けて積極的に取組を進めるべきです。

もっとも、平成19年度から非営利団体の公益的な活動を対象としたまちづくり活動支援事業補助金が運営されており、これを発展させた市民が選択する市民活動団体支援制度（1%支援制度）の枠組みの検討も進められていることから、その検討過程を十分に踏まえた上で、公益的な市民活動を広く対象とした補助制度のあり方を判断する必要があります。

③ 補助の経緯など基本情報の適切な管理

創設から20年以上経過した補助金が31.9%を占めることも影響しているものと考えられますが、補助制度を創設するに至った背景、補助金額や補助対象の見直しの経緯などが適切に承継されていない補助金が散見され、政策目的の効果的な達成や的確な改善案の立案等において支障が生じている状況も見受けられました。

今回の個別検証における担当部署への書面照会、ヒアリングにおいても、補助の成り立ちや背景、改善の根拠等について明確でないものが散見されたところであり、所管部署の変更や担当者の交代等により、政策目的との齟齬や現状との乖離が生じないよう補助金の基本情報について、適切な引継、管理を行うことはもとより、市民に対して明確に説明できるよう充分配慮されることを望みます。

④ 情報公開の更なる徹底

補助金は、その財源が市税であることを踏まえ、公平性・透明性・公益性の確保の観点から、市民に対して、補助金支出の成果や効果、補助対象事業の実績などが積極的に公開されるべきです。

本委員会による見直しの過程において活用した補助金等検証シートや評価、指摘事項についても広く周知を図ることにより、補助を受ける団体等の自律的な取組を促し、活動や事業の成果を高めていく必要があります。

⑤ これまでの本委員会からの提言への対応

先に述べたとおり、これまでの本委員会からの指摘を受け、補助金額

の縮減や補助対象事業、積算根拠の明確化、統一的な支出手続の厳格化等において、予算編成等の作業を通じた一定の改善は進められ、全般的に本委員会への提言に真摯に対応されているところもあります。

しかし、平成18年度の補助金に関する提言、平成21年度の外郭団体の見直しに関する提言等において、再三改善を求めているにもかかわらず、具体的な検討に着手していないなど、これまでの提言が十分に生かされていない事例も見受けられることから、今回の個別検証に基づく提言事項を含め、行政改革推進本部の主導により、着実に見直しを進められるべきです。

おわりに

景気の低迷や高齢化の急速な進展による税収の落ち込みなど、地方公共団体を取り巻く環境が一層厳しいものとなり、限られた財政的・人的資源をより効率的かつ効果的に配分していくことが行政運営における重要な要素となっています。

市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力として活かし、協働の取組を進める上で、公共的な役割を担う市民やNPOなど市民活動団体等に対して補助金等を活用することは、有効な手段であると考えられます。

しかし、社会経済情勢が日ごとに目まぐるしく変化する現在においては、長期にわたり継続されている補助金等は、既得権化を生み、真の市民ニーズと乖離したものとなることが予想されるとともに、団体等の自主性を損ねる原因となりかねない要素を含んでいます。

このようなことから、生駒市においては、前回の見直しを踏まえ、「生駒市補助金等交付規則」や「補助金制度に関する指針」を制定・策定し、それらに基づいて、公正性や透明性の向上に取組を進めてきていることは評価すべき点であると考えます。

今回の補助金等の見直しにおいては、第1期の行政改革推進委員会で行った検証を踏まえ、検証対象を選定することにより、検討対象となった各補助金等に対する慎重な審査を行うことができたとともに、検証シートについても交付規則や指針に基づいて改定され、審査を非常にやりやすいものに改善が図られるなど、行政として行政改革に対する取り組む姿勢についても一定の進歩が見られたことも大きな成果でした。

もともと、補助金等は、政策目標を明確にした上で、その目標を実現するための手段の一つとして支出されるべきものであり、支出にあたっては、目的と実態との整合性や他の補助金・施策との連携、現状の把握を十分に検証していくことが必要です。また、その効果についても定期的に検証し、乏しいと判断される場合は、政策目標実現のための見直しに積極的に取り組むべきです。

今後とも、効率的な行政運営を進めていくため、行政改革を積極的に推し進めていくとともに、本提言を踏まえ、引き続き市民目線に立った補助金制度の構築に取り組まれることを期待します。

《附属資料》

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者
- 3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。
- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者の中から部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長（専門部会にあつては部会長）は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

2 委員名簿

区分	役職等	氏名	作業 部会	委員会役職
学識 経験者	大阪経済大学 客員教授	スエムラ ユウコ 末村 祐子	2	委員長
	立命館大学 教授 (政策科学部)	モリ ヒロユキ 森 裕之	2	委員長代行 第2作業部会長
	公認会計士	マツヤマ ハルユキ 松山 治幸	1	第1作業部会長
団体 代表	生駒市自治連合会 会長	トウドウ ヒロコ 藤堂 宏子	1	
	生駒市民生児童委員連合会 副会長	クワハラ ヒデオ 桑原 英雄	2	
一般 公募	市民	オカ ヨシフミ 岡 義文	1	
	市民	シュトウ ヒロキ 首藤 宏樹	2	
	市民	ハセガワ ミチオ 長谷川 道男	2	
	市民	ヒノ ヤスユキ 日野 康行	1	
	市民	ヤマダ イサオ 山田 勲	1	副委員長

3 検討経過

区分	回	開催日	検討内容
全体会	1	H22. 5. 10	(1) これまでの経緯と取組状況について - 第2期のこれまでの経緯（審議内容・進行方法） - 今後の審議内容・進行方法 (2) 補助金の見直しについて - 補助金の現状説明と情報共有、検討対象等について意見交換、検討の手順と手法の確認 (3) 使用料、手数料等への意見について
	2	H22. 6. 8	(1) 補助金等の見直しに係る検討の目的と対象について - 各委員からの意見をもとに、第2期委員会における補助金見直しの検討目的・検討対象の決定 (2) 補助金等検証シートについて - 各補助金の所管課に対する詳細な調査を行うための検証シートについての意見交換 (3) 作業部会について - 作業部会の設置、各委員の所属を決定
第1 作業部会	①	H22. 7. 21	(1) 作業部会長の選任 (2) 検証手順の確認 (3) 補助金等の個別検証（市民活動推進課） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	②	H22. 8. 6	(1) 補助金等の個別検証（産業振興課〔農林〕） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	③	H22. 8. 25	(1) 補助金等の個別検証（産業振興課〔商工〕） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	④	H22. 9. 8	(1) 補助金等の個別検証（人権施策課・生活安全課） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	⑤	H22. 10. 1	(1) 補助金等の個別検証結果の確認 - 第1～4回までの検証結果を再確認
第2 作業部会	①	H22. 7. 27	(1) 作業部会長の選任 (2) 検証手順の確認 (3) 補助金等の個別検証（福祉総務課） ・ 担当部署ヒアリング ・ 検証結果の検討
	②	H22. 8. 24	(1) 補助金等の個別検証（こども課・環境政策課・公園管理課） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	③	H22. 8. 30	(1) 補助金等の個別検証（生涯学習課） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	④	H22. 9. 24	(1) 補助金等の個別検証（教育総務課・スポーツ振興課） - 担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	⑤	H22. 10. 8	(1) 補助金等の個別検証結果の確認 - 第1～4回までの検証結果を再確認
全体会	3	H22. 11. 9	(1) 補助金等の個別検証結果の総括 (2) 提言（案）の検討 (3) 第2期委員会の総括
	4	H22. 11. 24	提言書の取りまとめ 市長への提言

4 平成22年度予算補助金等一覧

番号	検討対象	所属名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
1		議会事務局	政務調査費	その他	H13	外郭団体等	市議会の会派(市議会議員)		生駒市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付し、議員活動を円滑にすることにより市民生活に寄与するため。	8,280		8,280
2		議会事務局	議員共済会補助金	その他	H1	外郭団体等	生駒市議会議員共済会		議員の相互共済と福利増進を図るために、議会が機能を発揮し、市民生活の安定と向上に寄与するため。	0		0
3		職員課	職員健康診断助成金(旧職員互助会補助金)	その他	S46	外郭団体等	市職員		職員の健康の保持及び増進を図るため、人間ドック又は脳ドックの受診に對し予算の範囲内において助成金を交付するもの。	2,650		2,650
4		職員課	自己啓発助成金	その他	H19	個人等	市職員		職員の自己啓発に對して予算の範囲内において一定の助成をすることに より、職員の自己啓発意欲を促すとともにその能力開発を行い、もって複 雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の育成を図るもの。	195		195
5		職員課	職員大学院修学奨励金	その他	H19	個人等	市職員		職員の自発的な学習意欲を促すとともに、本市の行政の高度化及び専門 化に資するため、大学の大学院で修学する職員に對し、予算の範囲内 に おいて当該修学に係る支援を行うもの。	500		500
6	○	市民活動推進課	自治振興補助金	自治振興・地域活動	S59	自治会関係	自治会		行政の円滑な推進のため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識 に基づく生活環境の整備等任み良い地域社会づくりに寄与している自治 会に對し、予算の範囲内において補助金及び交付金を交付する。	65,445		65,445
7	○	市民活動推進課	自治会長研修費補助金	自治振興・地域活動	S60	自治会関係	自治会長		住民自治の健全育成や地域振興事業等の自治会活動の推進のため、先 進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会 活動の参考とすするため当該地区の自治会長が行う研修に要する経費に ついて、予算の範囲内において、補助金を交付する。	2,048		2,048
8		市民活動推進課	自治会関係保険補助金	自治振興・地域活動	S59	自治会関係	自治連合会		自治会の会長及び会員が行う自治会活動中の事故補償の一助とする。	2,039		2,039
9		市民活動推進課	自治会掲示板設置補助金	自治振興・地域活動	S61	自治会関係	自治会		掲示板を設置することにより、自治会内の情報を共有し、地域コミュニテ ィの推進を図るとともに、市からの情報の提供、周知に寄与する。	450		450
10	○	市民活動推進課	自治会防犯灯電気料金補助金	自治振興・地域活動	H8	自治会関係	自治会		防犯灯を維持管理する自治会の電気料金に對する負担を軽減するととも に、夜間の犯罪や事故を未然に防止し、安全で快適な明るく住みよい地域 社会の推進を図る。	38,215		38,215
11	○	市民活動推進課	集会所新築等補助金	自治振興・地域活動	S47	自治会関係	自治会		地区コミュニティ活動の拠点となる集会所施設の更新、増築、改修に要する 経費に對して補助金を交付し、自治会活動の活性化及び地域コミュニテ ィ活動の推進を図る。	90,941		90,941
12		市民活動推進課	集会所備品購入補助金	自治振興・地域活動	S47	自治会関係	自治会		地区コミュニティ活動の拠点となる集会所施設の備品購入に對して、補助金 を交付し、自治会活動の活性化及び地域コミュニティ活動の推進を図る。	1,862		1,862
13		市民活動推進課	集会所建物保険補助金	自治振興・地域活動	S48	自治会関係	自治会		自治会が管理する集会所の健全な維持管理を期するため、建物災害保険 に加入させ、掛金の一定額を補助し、不慮の災害から生ずる出費を最小 限にすることにより、自治会の財政の安定を図り、早急な拠点整備を実施 可能とする。	513		513
14	○	市民活動推進課	いこまんどごまつり実行委員会補助金	自治振興・地域活動	H9	各種団体、協会 関係	いこまんどごまつり実行委 員会		市民のふるさと意識の高揚を図るため、いこまんどごまつりを開催する 「いこまんどごまつり実行委員会」に對し、まつりを開催する経費を補助 する。	14,000		14,000
15		市民活動推進課	友好都市宿泊補助金	自治振興・地域活動	H11	個人等	市民		市民の友好都市交流が年々減少する傾向にあり、友好都市交流の推進 及び余暇の有効利用、家族や友人とのふれあい、観光や休養などを目的 として導入した。また、当時市民の保養所として利用されていた「たけのこ ま荘」の閉館に對する代替措置としての意味合いも含まれている。	250		250

番号	検討対象	所屬名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
16		市民活動推進課	まちづくり活動支援事業補助金	自治振興・地域活動	H20	各種団体、協会関係	NPO及び市民団体		市民活動の推進を図り、市民がより積極的、主体的にまちづくりに参加し、市民と行政が互いに協働して魅力ある生駒市のまちづくりを実現するため、市民活動団体が提案し、実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	2,000		2,000
17		市民活動推進課	生駒市民憲章実践推進協議会補助金	自治振興・地域活動	S63	各種団体、協会関係	生駒市民憲章実践推進協議会		市民憲章実践推進のため、生駒市民憲章実践推進協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	600		600
18		危機管理課	自主防災会資機材整備補助金	防災・安全・人権	H11	各種団体、協会関係	自治会		地震等の災害時、自主防災組織(自主防災会)の活動は被害の軽減に大きな役割を果たすことから、自主防災会の設立推進を図っているところである。自主防災会の活動にあたっては防災資機材が必要不可欠であるが、整備するには高額な金額が必要のため、補助を行い自主防災会の設立推進を図るもの。	7,475		7,475
19		人権施策課	人権活動補助金	防災・安全・人権	H21	各種団体、協会関係	人権に関する講習会、研修会に参加する団体等(※H21年度、応募なし)		人権意識の普及、高揚を図り、もってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりに寄与することを目的に、生駒市民の人権活動を促進するため、支援する必要があると認められる活動に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	500		500
20	○	人権施策課	人権教育推進協議会補助金	防災・安全・人権	S47	各種団体、協会関係	生駒市人権教育推進協議会		憲法に定められた基本的人権を確立し、民主主義を徹底させ、部落差別をはじめ一切の差別をなくす人権教育の推進に寄与するため、生駒市人権教育推進協議会に対し補助金を交付することにより、本市人権教育の推進に向けた条件整備を図るもの。	2,658		2,658
21	○	人権施策課	人権教育研究会補助金	防災・安全・人権	S47	各種団体、協会関係	生駒市人権教育研究会		人権尊重の精神を涵養する教育の研究・推進を図るため、生駒市人権教育研究会に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの。	3,403		3,403
22		人権施策課	外国人等多文化共生に伴う活動団体補助金	防災・安全・人権	H21	各種団体、協会関係	多文化共生を推進する団体(※H21年度、NPO法人いごま国際交流協会)		外国人住民が自らの言語、文化及び歴史を学び、日本の社会で、共に生きる力を育む為の事業を行う団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付するもの。	150		150
23		男女共同参画プラザ	男女共同参画研修派遣事業等補助金	防災・安全・人権	H9	個人等	個人(※H21年度、2人)		市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者で、女性問題に関する多様な学習機会の提供、女性問題の解決に取り組み者との交流、地域社会における女性問題解決のためのリーダーづくり等を図るために本市が実施する生駒市男女共同参画国内研修派遣事業に参加するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	34		34
24		産業振興課	農業振興協議会補助金	農林振興	S53	各種団体、協会関係	生駒市農業振興協議会		本市農林業の生産力・生産技術の向上、会員相互の親睦と農業経営の合理化・農業技術の研鑽をもつて農業振興に寄与することを目的に市内の農業従事者で構成・組織する「生駒市農業振興協議会」の事業に対して補助するもの。	100		100
25	○	産業振興課	農業祭実行委員会補助金	農林振興	S57	各種団体、協会関係	農業祭実行委員会		生駒市農業の発展・向上を図ることを目的に生駒市農業祭を企画、準備、開催する生駒市農業祭実行委員会に対してその費用を補助する。	1,500		1,500
26	○	産業振興課	農家区長活動交付金	農林振興	H15	個人等	農家区長		生産調整・出荷調整、農業日誌・苗木・レンガ・コスモス種、有害鳥獣防除資材等々に係る各種農家区長への参画、土地改良事業の立案業務等各種農政業務の協力、その他あらゆる場面で連絡調整等、行政との関わりが非常に強く、大変重要な役割を担っていただいている。	1,408		1,408
27	○	産業振興課	農家区長会補助金	農林振興	S55	各種団体、協会関係	農家区長会		本市の農業行政の円滑な推進に資するため、本市の各種農政事務事業を通して、農業振興に寄与している農家区長会に対し、事務費及び研修費を補助し、円滑な事業の推進をはかり、農業振興を図ることを目的とする。	890		890

番号	検討対象	所屬名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
28		産業振興課	有害鳥獣駆除事業奨励金	農林振興	H8	各種団体、協会 関係	奈良県猟友会 生駒支部	有 県補 1/3	有害鳥獣による市内農林産物の被害を防止するため、市の要項に基づき市内で有害鳥獣駆除事業(イナジ)を実施した奈良県猟友会生駒支部に対し、その出動日数に応じて奨励金を交付する。	1,030	220	810
29		産業振興課	有害鳥獣駆除事業補助金	農林振興	H21	個人等	農業者		有害鳥獣駆除事業に必要な物品等に対しての補助金を交付するもの。	750		750
30		産業振興課	地産地消推進事業補助金	農林振興	H22	個人等	個人		これまで米以外の全ての農作物を対象としていた遊休農地活用奨励金に代わり、黒大豆、学校給食用食材に対して補助金を交付し、農業振興の促進を図る。	2,050		2,050
31		産業振興課	里山林機能回復整備事業補助金	農林振興	H18	各種団体、協会 関係	市民団体 (H21:生駒里山 を守る会、いこ ま田コクラブ)	有 県補 10/10	本市の里山林の保全・整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対して補助金を交付するもの。	350	350	0
32	○	産業振興課	土地改良事業補助金	農林振興	S36	各種団体、協会 関係	土地改良区		農業経営を合理化し、農村振興を促進するため。	5,400		5,400
33	○	産業振興課	商工会議所補助金	地域経済振 興	H9	各種団体、協会 関係	生駒商工会議 所		国内企業数の約9割を占める小規模事業者の経営基盤の充実等を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする生駒商工会議所に対して、奈良県が補助する小規模事業者指導員補助金に準じて、生駒市においても一定額の負担をすることで多様化する事業者ニーズに対応すべく、商工会議所の小規模事業者対策の支援体制強化の援助に努めるもの。	10,036		10,036
34		産業振興課	地域産業振興資金融資制度利子補給金	地域経済振 興	H14	個人等	中小企業者		奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、事業資金を借り入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図るもの。	600		600
35		産業振興課	中小企業融資保証料補給金	地域経済振 興	S50	個人等	中小企業者		市内中小企業者の金融の円滑化とその育成を図ることにより、地域経済の発展及び振興に寄与するものである。	7,200		7,200
36	○	産業振興課	中小企業融資制度利子補給金	地域経済振 興	H10	個人等	中小企業者		市内中小企業者の金融上の負担を軽減し、経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化を図る。	30,000		30,000
37		産業振興課	高工業振興事業補助金	地域経済振 興	S42	各種団体、協会 関係	生駒商工会議 所等		生駒商工会議所等が行う「産学連携ものづくり構築事業」および「商店街活性化対策事業」を企画、立案、事業の遂行に際し本来的に市と協同で推進すべき市内製造業や生駒駅前中心市街地の活性化を果たすべく、市と協同一体化して事業に取り組みむことを目的とした補助である。	0		0
38		産業振興課	高工活性化提案事業補助金	地域経済振 興	H22	各種団体、協会 関係	市内商店街		市内の商工業の発展のため、商工団体等から提案のあった事業に対して補助を行うもの。	600		600
39	○	産業振興課	観光協会補助金	地域経済振 興	S42	各種団体、協会 関係	生駒市観光協 会		生駒市観光協会は本市の観光事業の健全な発展と振興を図り、文化の向上及び経済の発展に寄与することを目的に組織されたものであるが、市の「花」の啓蒙・普及、観光の紹介・宣伝・イベントの開催など、本市が果たすべき観光事業の振興において大きな役割を担い、そのための協会の円滑な運営を行うための補助である。	1,200		1,200
40		産業振興課	特産品振興補助金(茶釜生産協同組合補助金)	地域経済振 興	S42	各種団体、協会 関係	奈良県高山茶 釜生産協同組 合		生駒市において伝統的工芸品に指定されており、また特産品でもある高山茶釜の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶釜生産協同組合の発展に資するため。	200		200
41		産業振興課	特産品振興補助金(編針工業協同組合補助金)	地域経済振 興	S42	各種団体、協会 関係	奈良県編針工 業協同組合		生駒市において特産品である編針等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県編針工業協同組合の発展に資するため。	200		200

番号	検討対象	所屬名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
42		産業振興課	特産品振興補助金(茶道具同業組合補助金)	地域経済振興	S42	各種団体、協会 関係	奈良県茶道具同業組合		生駒市において特産品である茶道具等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県茶道具同業組合の発展に資するため。	200		200
43		産業振興課	伝統的工芸品育成補助金	地域経済振興	S42	各種団体、協会 関係	奈良県高山茶産産協同組合		生駒市において伝統的工芸品に指定されている高山茶産の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶産産協同組合の発展に資するため。	300		300
44		健康課	食品衛生協会補助金	保健・衛生	S60	各種団体、協会 関係	食品衛生協会 生駒支部		飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するもの。	270		270
45		健康課	妊婦一般健康診査補助金	保健・衛生	H17	個人等	市内に住む妊婦	有 県補 1/2	県外医療機関等の委託医療機関以外で受診される妊婦一般健康診査(母子保健法)の費用補助を行うことより、妊婦に対して早期に医療や必要な保健指導を行うもの。	8,500	3,000	5,500
46		健康課	介護老人保健施設運営補助金	保健・衛生	H13	外郭団体等	(財)生駒メディカルセンター		介護老人保健施設「優楽」の管理運営を行う(財)生駒メディカルセンターの経営基盤の安定を図る。	0		0
47		健康課	二次予防接種・県外予防接種補助金	保健・衛生	H17	個人等	市民		伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため行う予防接種の受けやすい環境を作る。 県外で予防接種を行った市民に対して補助を行うもの。	407		407
48		健康課	ヒブワクチン接種補助金	保健・衛生	H21	個人等	市民		髄膜炎等に対する予防のためのヒブワクチン接種の補助を行うもの。	5,310		5,310
49		健康課	新型インフルエンザワクチン接種費用補助金	保健・衛生	H21	個人等	市民	有 県補 3/4	新型インフルエンザの発生及びまん延を予防するため行う予防接種に対して補助を行うもの。	1,473	1,104	369
50		国保年金課(国保)	出産育児一時金	社会福祉	昭和以前	個人等	国民健康保険被保険者		出産費用の負担軽減	56,700		56,700
51		国保年金課(国保)	葬祭費補助金	社会福祉	昭和以前	個人等	国民健康保険被保険者		葬祭費用の負担軽減	3,870		3,870
52	○	福祉総務課	鹿ノ台地域交流施設運営助成金	社会福祉	H18	各種団体、協会 関係	(社)福ノ長命荘		地域内の高齢者及び母子等の交流活動の推進に資するため、フォレスト・デイサービス鹿ノ台交流スペースを管理する社会福祉法人長命荘に交流スペース運営補助金を交付する。	3,960		3,960
53	○	福祉総務課	社会福祉協議会補助金	社会福祉	S47	外郭団体等	(社)福ノ生駒市社会福祉協議会		生駒市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に対し、在宅福祉活動、ボランティア活動等地域福祉の増進並びに社会福祉協議会の組織体制及び運営基盤の強化を図るため。	30,000		30,000
54	○	福祉総務課	民生児童委員活動費交付金	社会福祉	S51	個人等	民生委員 児童委員	有 県補	民生委員法第14条及び児童福祉法第12条の2で定められた業務を行う民生委員、児童委員及び主任児童委員に旅費、研修費等の諸活動に対して交付金を交付する。(補助単価のうち7万円分は市単)	20,641	9,370	11,271
55		福祉総務課	地区民協組織的活動費補助金	社会福祉	S51	各種団体、協会 関係	生駒北第1地区民生委員協議会 外5協議会	有 県補 10/10	民生委員法第20条に規定する民生委員協議会の積極的な活動に対して補助し、社会福祉の推進に資することを目的とする。	1,200	1,200	0
56	○	福祉総務課	老人クラブ補助金	高齢者福祉	S38	各種団体、協会 関係	生駒市老人クラブ連合会 小学校区・単位老人クラブ	有 県補 2/3	生駒市老人クラブ連合会、小学校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等をより推進するため。(市単で県補助単価からの上乗せあり)	8,808	2,246	6,562

番号	検討対象	所属名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
57		福祉総務課	シルバー人材センター運営補助金	高齢者福祉	H5	外郭団体等	(社)生駒市シルバー人材センター		臨時的、短期的な就業を通して自らの労働能力を生かし、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図るとともに、あわせて活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	9,450	9,450	9,450
58	○	福祉総務課	高齢者交通費助成金	高齢者福祉	H8	個人等	本市に居住する70歳以上の高齢者		永年にわたり社会に貢献した高齢者の生きがい支援及び社会参加の促進を図る。	172,157	172,157	172,157
59		福祉総務課	老人福祉施設整備費補助金	高齢者福祉	H10	各種団体、協会関係	社会福祉法人等		本市における特別養護老人ホーム入所希望待機者の解消を図るため。(県補助の1/4・5千円上限)	0	0	0
60		福祉支援課	地域活動支援センター運営等補助金	障害者福祉	H18	各種団体、協会関係	地域活動支援センター運営団体	有 国補 1/2 県補 1/4	地域活動支援センターに要する経費等に対して補助するもの。	7,500	5,625	1,875
61		福祉支援課	障害児地域支援体制整備事業費補助金	障害者福祉	H20	各種団体、協会関係	障がい児施設設置者	有 県補 10/10	障がい児が使用する遊具の設置に対して補助を行うもの。(県補助10/10、臨時事業)	1,500	1,500	0
62		福祉支援課	心身障がい者団体等活動促進補助金	障害者福祉	H16	各種団体、協会関係	障がい者団体		心身障がい者で構成する団体が、キャンプなどの課外活動や宿泊の訓練を行うことにより、心身障がい者の社会参加の促進を図る。	8	8	8
63		福祉支援課	機能訓練事業補助金	高齢者福祉	H18	個人等	市民グループ等	有	本補助金は、介護保険法第115条の38第1項に基づき地域支援事業として「介護予防－特定高齢者－通所型」事業として「機能訓練事業」を実施するにあたり、当該訓練事業の目的である「地域住民の方々が集まって、閉じこもりがちな高齢者を対象に地域ネットワーク形成を推進する」ことを積極的に推進する観点から、訓練事業を主体的に実施する市民グループをサポートすることを目的とする。	600	525	75
64		介護保険課	社会福祉法人利用負担助成金	高齢者福祉	H12	各種団体、協会関係	社会福祉法人等	有 県補 3/4	市民が社会福祉法人が提供するサービスを利用した際に社会福祉法人が負担する費用の一部について補助を行うもの。	20	15	5
65		介護保険課	介護基盤緊急整備等特例補助金	高齢者福祉	H21	各種団体、協会関係	小規模多機能型居宅介護事業者	有 県補 10/10	特別対策事業による基盤整備を行うため実施について、予算の範囲内において事業者に対して生駒市介護基盤緊急整備等臨時特例補助金を交付し、生駒市介護保険事業計画に基づいた計画的整備を促進し、もって高齢者の在宅での生活継続を支援するもの。	52,500	52,500	0
66		介護保険課	地域密着型サービス事業整備補助金	高齢者福祉	H21	各種団体、協会関係	小規模多機能型居宅介護事業者	有 県補 10/10	特別対策事業により介護施設が開設時から安定して質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、予算の範囲内において事業者に対して生駒市施設開設準備経費補助金を交付するもの。	10,800	10,800	0
67		こども課	認可外保育施設従事者健康診断補助金	子ども福祉	H15	保育園、幼稚園	認可外保育施設等	有 県補 2/3	児童の心身の健全な発達を図るため、生駒市内の認可外保育施設等が当該施設内において実施した事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。	230	119	111
68	○	こども課	私立保育所運営費補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 8園		児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定による民間保育所等の健全な運営に資するため。	43,920	43,920	43,920
69		こども課	2歳未満児保育事業費補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 8園	有 県補 1/2	女性の就労の増加、核家族化の進行に考慮し、保育所における2歳未満児保育を促進して、育児と就労の両立支援並びに幼児の福祉の向上を図るため。	2,975	1,487	1,488
70		こども課	長時間保育事業補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 8園	有 県補 2/3	就業形態の多様化、長時間通勤等に伴う保育時間の延長に対する需用に対応するため。	43,600	29,066	14,534
71		こども課	障がい児保育事業費補助金	子ども福祉	S59	保育園、幼稚園	私立保育所 5園		保育所における障害児の処遇の向上を図り障害児保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うため。	3,240	3,240	3,240

番号	検討対象	所属名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
72		こども課	病後児保育実施補助金	子ども福祉	H21	保育園、幼稚園	私立保育所 2 園	有 県補 2/3	病後児保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	9,110	6,073	3,037
73		こども課	一時預かり事業補助金	子ども福祉	H21	保育園、幼稚園	私立保育所 3 園	有 国補 1/2	一時預かり保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	7,260	3,630	3,630
74		こども課	休日保育事業補助金	子ども福祉	H21	保育園、幼稚園	私立保育所 1 園	有 県補 2/3	休日保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	1,176	784	392
75		こども課	いこま保育園大規模改修工事補助金	子ども福祉	H22	保育園、幼稚園	いこま保育園	有 県補 1/2・法 人1/4	保育園の改修工事に対して補助を行い、保育環境の維持に努める。	5,925	3,950	1,975
76		こども課	あすかの保育園大規模改修工事補助金	子ども福祉	H22	保育園、幼稚園	あすかの保育園	有 県補 1/2・法 人1/4	保育園の改修工事に対して補助を行い、保育環境の維持に努める。	6,525	4,350	2,175
77		こども課	真弓南保育園新設事業補助金	子ども福祉	H22	保育園、幼稚園	まゆみ保育園	有 県補 2/3・法 人1/4	北地区における保育所新設に係る費用の一部を補助し、子育て支援の推進を図る。	168,550	149,821	18,729
78		こども課	はな保育園増築工事補助金	子ども福祉	H22	保育園、幼稚園	はな保育園	有 県補 2/3・法 人1/4	定員増に係る改修工事に対する費用の一部を補助するもの。	34,683	30,829	3,854
79		こども課	登美ヶ丘駅前ピアノ保育園増築工事補助金	子ども福祉	H22	保育園、幼稚園	登美ヶ丘駅前 ピアノ保育園	有 県補 2/3・法 人1/4	定員増に係る改修工事に対する費用の一部を補助するもの。	37,220	33,083	4,137
80	○	こども課	児童育成クラブ運営助成金	子ども福祉	S59	各種団体、協会 関係	児童育成クラ ブ	有 県補 2/3	留守家庭児童等の放課後における健全育成に資するため、児童健全育成活動を行う団体に対して、予算の範囲内において助成金を交付するもの。 (単庫：市庫部分あり)	163,350	97,448	65,902
81		環境事業課	家庭生ごみ自家処理容器設置補助金	環境・緑化 推進	S61	個人等	市民		補助制度の創設による生ごみ処理機の購入を促進することにより、生ごみの減量化を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため。	3,884		3,884
82		環境事業課	資源回収補助金	環境・緑化 推進	H5	各種団体、協会 関係	登録団体		ごみの減量及び資源の再資源化を促進するため、地域の集団回収を行う団体に補助金を交付するもの。	16,000		16,000
83		環境事業課	ごみ集積場設置整備事業補助金	環境・緑化 推進	H8	自治会関係	自治会		補助金制度による自治会等が管理するごみの集積所の整備を促進することにより、ごみの散乱を防止し、地域の環境美化の推進を図るとともに、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため。	400		400
84		環境政策課	地域環境整備補助事業	環境・緑化 推進	H21	自治会関係	要件を満たす 地域		地域の環境問題対策事業とし、飼い主不明の猫に対し、不妊手術費の補助を行い、地域に住む飼い主不明猫の減少、ゴミ荒らし等猫問題の解決を図る。	330		330
85	○	環境政策課	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	環境・緑化 推進	H14	個人等	市民		地球温暖化施策の一環として住宅用太陽光発電システム設置工事に 対して、補助を行うもの。	4,000		4,000
86		環境政策課	雨水利用調査事業補助金	環境・緑化 推進	H22	個人等	市民		地球温暖化施策の一環として雨水タンク設置経費に対して、補助を行うもの。	900		900

番号	検討対象	所屬名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
87		環境政策課	環境基本計画推進会議補助金	環境・緑化 推進	H22	各種団体、協会 関係	環境基本計画 推進会議		平成21年4月から施行した新環境基本計画は、生駒市にとって望ましい将来ビジョン達成に向けて、市民・事業者と行政がパートナーシップにより三者協働で推進していくための具体的な行動を規定している。計画の推進にあたっては、主体となるの自主的かつ積極的な活動ができるよう、環境基本計画推進会議に対して、活動に要する経費等を補助する。	4,000	4,000	4,000
88	○	生活安全課	交通対策協議会補助金	防災・安全・ 人権	H12	各種団体、協会 関係	生駒市交通対 策協議会		市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を行う団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	2,000		2,000
89	○	生活安全課	交通安全団体補助金	防災・安全・ 人権	H12	各種団体、協会 関係	生駒地区交通 安全母の会		市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を行う団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	300	300	300
90		生活安全課	暴力排除推進協議会補助金	防災・安全・ 人権	H4	各種団体、協会 関係	生駒市暴力排 除推進協議会		市民を対象に暴力団排除の啓蒙及び犯罪防止に努める団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	1,500		1,500
91	○	生活安全課	防犯協議会補助金	防災・安全・ 人権	S99	各種団体、協会 関係	生駒市防犯協 議会		市民を対象に防犯意識の普及及び犯罪防止に努めている団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	3,000		3,000
92		生活安全課	鉄道駅耐震補強事業費補助金	防災・安全・ 人権	H21	各種団体、協会 関係	近畿日本鉄道 (株)		市内にある鉄道駅の耐震補強工事に対する補助を行うもの。	0	0	0
93		施設整備課	特定優良賃貸住宅家賃対策補助金	住宅・開発	H9	個人等	当該住宅の供 給者	有 国補 1/2	中堅所得者等の居住の用に供する良好な居住環境の住宅の供給を促進することにより、市民生活の安定、福祉の増進に寄与する。	997	396	601
94		建築課	住宅耐震診断推進補助金	住宅・開発	H16	個人等	市民	有 国補 1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行う簡易耐震診断に対し、その費用の一部を補助する事により耐震診断を受診しやすい環境をつくり、その結果耐震改修の意識付けを行い、結果として市内の木造建築物の耐震性の向上を図り、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	1,300	650	650
95		建築課	住宅耐震改修推進補助金	住宅・開発	H18	個人等	市民	有 国補 45%	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行う耐震改修工事に対し、その費用の一部を補助する事により耐震改修工事を行ないやすい環境をつくり、今後発生が予想される大地震による建築物の損傷を未然に防ぐことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	4,500	2,025	2,475
96		建築課	シエルトー型耐震改修工事補助金	住宅・開発	H21	個人等	市民	有 国補 45%	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行うシエルトー型耐震改修工事に対し、その費用の一部を補助する事により耐震改修工事を行ないやすい環境をつくり、今後発生が予想される大地震による建築物の損傷を未然に防ぐことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	450	202	248
97		建築課	特殊建築物等耐震診断支援補助金	住宅・開発	H18	個人等	市民	有 国補 1/2	構造計算書の偽造問題を受け、マンション、ホテル等の所有者の耐震性に関しての不安が高まり、安全性確保の観点から、緊急性があり市民の不安解消への取り組みとして、多数の者が利用する建築物の精密な耐震診断を希望する所有者に対して、国庫補助金を活用し、耐震診断に要する費用の補助を行う。	1,999	999	1,000
98		建築課	民間建築物吹付アスベスト等分析 調査補助金	住宅・開発	H18	個人等	建物所有者	有 国補 10/10	アスベストによる被害の未然防止を図るため、民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査に対する支援を行う。市内に存する民間の建築物で、吹付けアスベスト等が施工されている可能性のある建築物について、アスベストの分析調査に要する費用を補助。	500	500	0
99		みどり景観課	里山林機能回復整備事業補助金	環境・緑化 推進	H18	各種団体、協会 関係	市民団体 (H21はなし)	有 国補 10/10	市の里山林(緑地)の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的な参加による森林整備活動として里山林整備を行う団体に対し補助金を交付する。	1,200	1,200	0

番号	検討対象	所屬名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
100		みどり景観課	生垣助成制度補助金	環境・緑化 推進	H19	個人等	市民	有 みどりの 基金	市内に生垣を設置する者に、その経費の一部として予算の範囲内で助成金を交付するもの。	1,000	1,000	0
101		みどり景観課	保護樹林・保護樹木補助金	環境・緑化 推進	H22	個人等	土地所有者	有 みどりの 基金	緑の環境づくり支援制度の一環として、市民に親しまれ、又は由緒由来があり健全で容姿が優れている樹木・樹林でかつ一定の要件を満たすものについて補助を行うもの。	395	395	0
102		花のまちづくりセンター	花と緑のわがまちづくり助成制度	環境・緑化 推進	H20	自治会関係	市民	有 みどりの 基金	まちなかに草花等を通して、花と緑と自然のまらちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するもの。	5,000	5,000	0
103	○	公園管理課	子どももの広場整備補助金	環境・緑化 推進	H10	自治会関係	自治会		子どももの広場用遊具等の設置及び整備事業を補助することにより、子どももの健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに事故の防止を図ることを目的とする。	800	800	800
104		地域整備課	生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金	住宅・開発	H8	各種団体、協 関係	市街地再開発 組合		市街地再開発組合等の施行する市街地再開発事業において、都市計画で定められた施設の整備について適切な施行を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	15,600		15,600
105	○	地域整備課	生駒市市街地再開発事業推進活動補助金	住宅・開発	H12	各種団体、協 関係	市街地再開発 組合		市街地再開発組合等の施行する市街地再開発事業において、都市計画で定められた施設の整備について適切な施行を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	0	0	0
106		下水道管理課	浄化槽設置整備補助金	環境・緑化 推進	H3	個人等	市民	有 国補 1/3、県 補1/3	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、し尿だけでなく、台所、洗濯、風呂等の生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する者に費用の一部負担として補助金を交付するもの。	34,274	22,782	11,492
107		下水道管理課	融資斡旋制度利子補給金	環境・緑化 推進	H13	個人等	市民		公共下水道処理区域内で現在浄化槽や汲み取り便所となっている物件について、公共下水道に直接排水ができるよう改造する工事資金の融資をあっせんするとともに、融資に伴う利子補給を行う。	110		110
108		教育総務課	障がい児課外学習補助金	学校教育振 興	S00	各種団体、協 関係	生駒市特別支 援教育研究会		小学校及び中学校の障がい児が、集団生活を通して生活の基本的習慣と態度を身に付けるとともに、心理的かつ社会的自立を図るため、生駒市特別支援研究会が実施する障がい児課外学習事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	720	720	720
109		教育総務課	教育振興会補助金	学校教育振 興	H16	各種団体、協 関係	生駒市小学校 教育振興会		生駒市立小学校における豊かで伸びやかな教育力を一層はぐくむため、教育及びび学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助金を交付する。	355	355	355
110		教育総務課	自然体験学習推進補助金(小学校)	学校教育振 興	H14	小中学校関係	市立小学校		集団生活における基本的な生活習慣を身に付けることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の小学校に対し、補助金を交付する。	600		600
111		教育総務課	全国大会等出場補助金(小学校)	学校教育振 興	H12	小中学校関係	市立小学校		小学校教育の一環として児童相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した児童に係る生駒市の小学校に対し補助金を交付する。	1,000	1,000	1,000
112	○	教育総務課	遠距離通学児童交通費補助金	学校教育振 興	S56	個人等	遠距離通学保 護者		通学距離が片道4km以上のバス利用者で、1.高山町傍示(狭戸以北)地区 2.北田原町いも山地区 3.北田原町大角地区から通学する児童の保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑な運営に資する。	702		702
113		教育総務課	進学生指導補助金	学校教育振 興	H16	各種団体、協 関係	生駒市中学校 教科等研究会		市立中学校における進路指導を円滑に推進するための活動に対して、補助金を交付する。	236		236
114		教育総務課	教科等研究会補助金	学校教育振 興	H16	各種団体、協 関係	生駒市中学校 教科等研究会		中学校における豊かで伸びやかな教育力を一層はぐくむため、教育及びび学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助金を交付する。	228		228

番号	検討対象	所属名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
115		教育総務課	クラブ活動等参加出場補助金	学校教育振興	H16	小中学校関係	中学校体育連盟/中学校教科等研究会等		生駒市立中学校の教育の一環として実施されるクラブ活動を通じて健全な青少年の育成を図るため、各種連盟・研究会等に対し補助金を交付する。	760		760
116		教育総務課	自然体験学習推進補助金(中学校)	学校教育振興	H14	小中学校関係	市立中学校		集団生活における基本的な生活習慣を身につけることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の中学校に対し、補助金を交付する。	200		200
117		教育総務課	全国大会等出場補助金(中学校)	学校教育振興	H12	小中学校関係	市立中学校		中学校教育の一環として生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した生徒に係る生駒市の中学校に対し補助金を交付する。	2,000		2,000
118		教育総務課	中学校生徒健康増進事業補助金	学校教育振興	H10	小中学校関係	市立中学校		中学校の生徒が豊かな自然環境のもとでの規律ある集団生活を過ごし、心身ともに調和のとれた健全な育成を図るために健康増進事業(自然教室)を実施する生駒市内の中学校に対し、補助金を交付する。	1,200		1,200
119	○	教育総務課	私立幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園	S47	保育園、幼稚園	私立幼稚園設置者	有国補1/3	幼稚園教育の普及充実を図り、その振興に資するため就園奨励事業を実施する私立幼稚園へ補助金を交付する。	21,692	7,230	14,462
120	○	教育総務課	私立幼稚園運営費補助金	幼稚園	S54	保育園、幼稚園	市内私立幼稚園		私立学校振興助成法の規定に基づき必要な補助を図る、市内の私立幼稚園の経営健全化と幼児教育の発展を図る。	4,740		4,740
121		教育総務課	学校保健会補助金	学校教育振興	H11	各種団体、協会関係	奈良県学校保健会生駒支部		小・中学校及び幼稚園における学校保健事業の円滑な実施に資するため、関係者との連絡協議及び研修会等の開催により知識の向上を図る。	210		210
122		教育総務課	子ども安全対策補助金	防災・安全・人権	H17	各種団体、協会関係	育友会等保護者団体		子どもを対象とした残虐な犯罪を未然に防ぐため、生駒市立幼稚園及び保育所に通う子どもたちの保護者の防犯意識の高揚と、子どもの安全確保を目的に活動される保護者で構成された団体に対し、その活動に要する防犯用物品の購入代金として、予算の範囲内で補助金を交付する。	0		0
123	○	生涯学習課	生涯学習推進連絡会補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	生駒市生涯学習推進連絡会		生涯学習を推進する団体相互の交流・協力を深め、加入団体の育成及び充実を図ることにより、生駒市の生涯学習の総合的な振興に寄与する当該連絡会の活動、事業を支援するため、また、生涯学習の推進に即したまちづくり運動が広範囲に行われ、地域の活性化を図るため生涯学習事業を進める社会教育団体である自主学習グループに対して補助するものである。	5,200		5,200
124		生涯学習課	PTA協議会補助金	生涯学習振興	H5	各種団体、協会関係	生駒市PTA協議会		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	440		440
125		生涯学習課	PTA協議会研究大会補助金	生涯学習振興	H5	各種団体、協会関係	生駒市PTA協議会		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	500		500
126		生涯学習課	PTA安全会補助金	生涯学習振興	H5	各種団体、協会関係	生駒市PTA協議会		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	624		624
127		生涯学習課	地域婦人団体連絡協議会補助金	生涯学習振興	S51	各種団体、協会関係	生駒市地域婦人団体連絡協議会		社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、女性の資質・地位の向上を目指す地域婦人会の活動を支援する。	350		350
128	○	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会関係	生駒市子ども会育成連絡協議会		社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、地域の教育の拠点となる子ども会活動の充実を図る当該団体の活動を支援する。	550		550
129	○	生涯学習課	ちびっこ文化祭開催補助金	生涯学習振興	H4	各種団体、協会関係	生駒市子ども会育成連絡協議会		市内の子ども会活動における子どもたちの日ごりの活動性かのかの発表の場として、また、様々な地域の子どものちやや育成者との交流、親睦を図り、活力を養うことを目的とする当該事業を支援する。	700		700

番号	検討対象	所屬名称	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特定財源	目的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
130		生涯学習課	子ども会安全会加入補助金	生涯学習振興	H8	各種団体、協会 関係	生駒市PTA協議会		子ども会活動中に生じた事故等に対して見舞金等を給付し、もって子ども会活動の円滑な実施に資する目的の当該安全会への加入促進を図る。	150		150
131	○	生涯学習課	スカウト連絡協議会補助金	生涯学習振興	S51	各種団体、協会 関係	生駒市スカウト連絡協議会		ボーイスカウト、ガールスカウト各団の相互の連絡を図り、スカウト運動を充実し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする当該事業を支援する。	300		300
132	○	生涯学習課	青年協議会事業補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会 関係	生駒市青年協議会		地域青年の育成及び地域青年による地域の生涯学習の機会の提供による地域社会の向上と発展に対する当該団体の活動を支援する。	210		210
133		生涯学習課	文化芸術振興団体等補助金	生涯学習振興	H6	各種団体、協会 関係	文化芸術振興団体 (生駒市芸術協会連盟・生駒市芸術協会)		文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	400		400
134		生涯学習課	文化財愛護団体補助金	生涯学習振興	H21	各種団体、協会 関係	文化財愛護団体 (生駒民俗会)		文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	150		150
135		生涯学習課	文化財保存事業補助金	生涯学習振興	S61	各種団体、協会 関係	文化財の所有者、保持者及び管理者 (H21・宝山寺等)		伝統文化継承の措置策として、往馬大社の火取り行事の後継者育成等指定文化財の保存修理・管理事業に対し補助をおこない、文化財の保護継承、郷土愛の醸成及び市民の文化の向上に寄与する。	2,055		2,055
136		複数課	社会教育施設使用料補助金	生涯学習振興	H22	各種団体、協会 関係	社会教育団体等		社会教育の推進を図るため、市内に存し、市長が適当と認める公共公益性の高い事業を実施する団体等に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	2,223		2,223
137		スポーツ振興課	体育協会運営・施設利用補助金	生涯学習振興	H3	各種団体、協会 関係	生駒市体育協会		本市体育協会の健全な運営・育成、加盟団体の各種競技会を開催することにより、本市のスポーツの普及及び振興を目的とする。	2,620		2,620
138		スポーツ振興課	スポーツクラブ育成補助金	生涯学習振興	H3	各種団体、協会 関係	生駒市体育協会		生駒市体育協会に加盟している競技団体(27団体)の競技力向上及び活性化を図ることにより、各競技の普及及び振興を目的とする。	1,120		1,120
139	○	スポーツ振興課	地区別体力づくり活動事業補助金	生涯学習振興	H3	自治会関係	自治連合会		広く市民にスポーツを普及し、健康維持増進のための体力づくりを推進するとともに、市民相互の親睦を図るための事業を補助する。	3,000		3,000
140		スポーツ振興課	国民体育大会等参加補助金	生涯学習振興	H3	各種団体、協会 関係	出場者等		他国・県・市町村のスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会に参加するために必要な経費の一部を補助することにより、出場選手の志気を高めるとともに、本市のスポーツの振興とスポーツを通じての友好及び相互理解を図る。	575		575
141		消防本部予防課	生駒市火災予防協会補助金	防災・安全・人権	S61	各種団体、協会 関係	生駒市火災予防協会		火災予防事業を推進するため、本市消防機関が行う消防事業施策の遂行に協力してもらうため。	550		550
142		消防本部予防課	火災予防推進事業補助金	防災・安全・人権	H1	保育園、幼稚園	市内保育園・幼稚園		幼年期に消防について理解を促し、火に対する正しい知識を身につけさせるとともに、幼年の健全育成を図る。	150		150
143		消防本部予防課	民間防火組織等の防火防災普及啓発推進助成事業補助金	防災・安全・人権	H21	各種団体、協会 関係	民間防火組織 (H21・エンゼル幼稚園)	有 協会 10/10	財団法人日本防火協会が実施する民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業により本市に交付される助成金を生駒市自主防災組織育成助成事業補助金として本市の民間防火組織等に交付するもの。	0	0	0
144		消防本部総務課	消防団員互助会補助金	防災・安全・人権	H11	各種団体、協会 関係	生駒市消防団員互助会		消防団員相互の親睦と福利厚生及び消防団の活性化等を図る目的として結成された消防団員互助会が、円滑に運営できるよう補助する。	1,020	0	1,020
										1,393,629	491,474	902,155

5 検討対象補助金等一覧

検討対象補助金	36 件
うち第1作業部会	18 件
うち第2作業部会	18 件

[自治振興・地域活動、防災・安全・人権・農林振興、地域経済振興、住宅・開発]
 [社会福祉、高齢者福祉、子ども福祉、環境・緑化推進、幼稚園、学校教育、生涯学習振興]

作業部会	番号	所属名称	補助金名称	H22年度 予算額 (千円)	H18年度 行政改革推進委員会 提言		検討対象とした主な理由
					総合 評価	コメント	
1	6	市民活動推進課	自治振興補助金	65,445	見直し	支出方法や使途の確認等運用面を厳格化されたい。自治会長活動交付金については、自治会に対して意向を確認した上で、充分な見直しを検討されたい。	18年度提言の指摘事項である支出方法など運用面の厳格化の状況等を確認する必要がある
1	7	市民活動推進課	自治会長研修費補助金	2,048	見直し	NPO等の団体とのバランスを考えると、補助の効果や公益性に疑問があるため、「廃止も含めた見直しを検討されたい」という意見と「廃止も含めた」という文言を入れるべきでないとの意見があった。さらに、このような両論併記をすべきでないとの意見もあった。	18年度の検証において意見が2分されたところであり、補助効果や公益性を踏まえた方針、改善の状況等を確認する必要がある
1	10	市民活動推進課	自治会防犯灯電気料金補助金	38,215	継続		行政サービスの範囲の観点から電気料金の全額補助の妥当性について再検証が必要
1	11	市民活動推進課	集会所新築等補助金	90,941	見直し	社会経済情勢に応じた建築単価の上限の見直しを実施されるとともに、支出時等の検証など、厳格な運用を図りたい。	建築単価の上限見直しはなされているが、補助金額が多額となることを踏まえ、運用面での厳格化の状況等を再確認する必要がある
1	14	市民活動推進課	いこまんどどこまつり実行委員会補助金	14,000	見直し	市民主導による運営など、まつりの内容や方法の多様化が考えられるので、あり方そのものの検討が必要である。	18年度提言の指摘事項である市民主導による運営等の課題を確認する必要がある
1	25	産業振興課	農業祭実行委員会補助金	1,500	継続	補助金を前提とした支出構造であるため、自主財源の確保の方策を検討されたい。	18年度比での金額削減も見られないことから、提言で指摘のあった自主財源の確保等の状況を検証する必要がある
1	26	産業振興課	農家区長活動交付金	1,408	見直し	農家区長の公共的な業務については、社会状況の変化に応じて適切な支出の手法を検討されたい。	均等割の単価見直しはなされたが、農家区長の公共的な業務への支出のあり方について再度検証する必要がある
1	27	産業振興課	農家区長会補助金	890	見直し	研修補助金については、宿泊での研修の是非も含め、社会状況の変化に応じた手法を検討されたい。	研修補助金の宿泊補助の廃止、上限額見直しは行われたが、金額は同額で推移しており、上記補助金と併せた検証が必要
1	32	産業振興課	土地改良事業補助金	5,400	見直し	工事については、積算の基礎を公共単価から実績ベースに変更されたい。用地買収単価についても経済情勢に応じた厳しい見直しを実施されたい。	工事の補助対象の見直し(設計金額→設計金額と実際の工事費の低い方)等の改善は行われているが、現状における必要性を再度検証するため、検討の対象とする

5 検討対象補助金等一覧

番号	作業部会	所属名称	補助金名称	H22年度 予算額 (千円)	H18年度 行政改革推進委員会 提言		検討対象とした主な理由
					総合 評価	コメント	
33	1	産業振興課	商工会議所補助金	10,036	見直し	県補助金の削減を見据え、上乗せ補助の是非を含めて市としての補助金交付の方針を早急に確定された い。補助金の用途の明確化を図るとともに、検証を適正に 実施すべきである。	H18年度提言のとおり、県補助金への上乗せを廃止 し、補助金額の削減がなされているが、補助の必要 性、効果の観点から再検証するため、検討の対象とす る
36	1	産業振興課	中小企業融資制度利子補給 金	30,000	見直し	融資限度額に対する1%の補助では効果は限定的で ある。 補助対象者の絞込みを検討されたい。	近年の経済情勢を踏まえた拡充がなされ、支出額も増 加しているが、補助の効果を検証する必要がある
39	1	産業振興課	観光協会補助金	1,200	継続	観光振興のあり方を踏まえ、補助事業の内容を再検 討されるときともに、補助金支出時の検証方法を確立さ れたい。	定額の補助が継続的になされており、補助効果のほ か、対象経費や積算根拠等の状況を把握する必要があ る
105	1	地域整備課	生駒市市街地再開発事業推 進活動補助金	0	廃止	市独自の上乗せ補助金の必要性について、市民の理 解が得られるのか疑問である。	市単独の上乗せ補助であるため、18年度に廃止の提 言がなされたが、第二地区の再開発組合が設立され た際の適用の方針等について確認する
20	1	人権施策課	人権教育推進協議会補助金	2,658	見直し	市の職員が事務局業務を担っていることを含め、補助 金対象とすべき項目と市が直接執行すべき項目との 整理が必要である。 補助金額が他団体と比較して大きいことから、国や他 の自治体の動向も踏まえながら、補助金交付の基本 的な方針を再検討されたい。	・No20(人権教育推進協議会補助)では、研究会、大 会等への参加者数の縮減、啓発物品の廃止、事務経 費の削減などにより補助金額の削減がなされるなど一 定の改善は進められているが、事業や団体の類似性 の有無など丁寧な説明、検証も必要であると判断し、 検討対象とするもの
21	1	人権施策課	人権教育研究会補助金	3,403	見直し		
88	1	生活安全課	交通対策協議会補助金	2,000	見直し	補助金の積算基準を明確化するとともに、啓発等の事 業について、効果的な手法を検討されたい。	定額の補助金額で継続していること、18年度提言で積 算基準の明確化の指摘があったことを踏まえ検証を行 う
89	1	生活安全課	交通安全団体補助金	300	見直し	補助金の積算基準を明確化されたい。	定額の補助金額で継続していること、18年度提言で積 算基準の明確化の指摘があったことを踏まえ検証を行 う
91	1	生活安全課	防犯協議会補助金	3,000	見直し	他団体との補助金額の比較の上で、見直しを検討さ れたい。	・H18の提言を踏まえ、事業内容の精査等により補助 金額の削減がなされているが、長期間にわたって存続 していることも勘案し、補助の内容、効果等を再度検証 する

5 検討対象補助金等一覧

番号	作業 部会	所属名称	補助金名称	H22年度 予算額 (千円)	H18年度 行政改革推進委員会 提言		検討対象とした主な理由
					総合 評価	コメント	
52	2	福祉総務課	鹿ノ台地域交流施設運営助 成金	3,960	見直し	市内の他の地域との公平性の点で疑問がある。3年程 度を目途に再度必要性を判断すべきである。	18年度の提言において、3年を目途に必要性の判断 が求められたが、ほぼ同額で継続していることの妥当 性を検証する必要がある
53	2	福祉総務課	社会福祉協議会補助金	30,000	見直し	交付先団体においては、先駆的な事業の実施や民間 事業の活性化の取組みに徹するなど、事業のスクラン プ&ビルドに配慮いただきたい。 積立金が多額であることや補助対象経費が不明瞭で あること、他団体と比較しても補助金額が多額であるこ と等を勘案し、総合的な見直しが必要である。	外郭団体部会の提言において、団体の本来的な役割 や積算根拠の明確化が指摘されたことを踏まえた検証 が必要
54	2	福祉総務課	民生児童委員活動費交付金	20,641	継続	活動範囲の拡大が見込まれることを勘案し、事業の充 実を図りたい。	民生委員については、定数が県によって指定されてい ることから、増員等を任意に行うことができず、人員の 確保が課題となっていること等を踏まえ、より適切で効 率的な事業支援の手法を模索する観点から検討対象 とする
56	2	福祉総務課	老人クラブ補助金	8,808	見直し	国庫補助基準に対する市単による上乗せが手厚いと 考えられるため、組織の役割を再確認し、見直しを図 りたい。	H18の提言を踏まえ、国庫補助への上乗せを改善する ため、補助単価の見直しが行われているが、市単によ る上乗せが継続していることの効果等を検証するた め、検討対象とする
58	2	福祉総務課	高齢者交通費助成金	172,157	見直し	支給対象者について再検討され、見直しの実施に当 たっては十分な周知を図られたい。 支給総額の増大が見込まれるため、適正な総額管理 を実施されたい。カードの有効期限を設定されたい。	ハートフルプラン委員会の提言に基づき、H20年度か ら1人当たり15,000円→10,000円に見直しがなされてい るが、助成の目的、必要性、対象者、支給方法等につ いて多くの意見が出されていることから、検討の対象と する
68	2	こども課	私立保育所運営費補助金	43,920	継続	新設が見込まれる保育所についても、現行と同様の 水準で実施されたい。	重点的に進めている子育て施策であるが、市の単独 事業として支出額も多額であることから、効果、水準等 を再確認する
80	2	こども課	児童育成クラブ運営助成金	163,350	継続	市民ニーズの多様化が見込まれるので、適正な受益 者負担など効率的な運営を図られたい。	・H18の提言で継続とされ、保育料の見直し等がなされ ているが、大規模学童保育所の分割等の整備、延長 保育の実施、指導員の増員など運営面での充実によ る金額の大幅な増加が見られること等を踏まえ、検討 の対象とする。
85	2	環境政策課	住宅用太陽光発電システム 設置費補助金	4,000	廃止	当初の目的達成状況等を勘案し、廃止されたい。	18年度提言では国の助成金の動向も踏まえて廃止と の提言であったが、国の補助制度の動向もあり継続し ている。補助単価の引き下げも行われているが、必要 性を再検証する
103	2	公園管理課	子どもの広場整備補助金	800	廃止	過去の実績を勘案し、廃止すべきである。	18年度提言で廃止とされたが、地元管理を継続するた めに補助制度が維持されていることの妥当性を検証す る

5 検討対象補助金等一覧

番号	作業 部会	所属名称	補助金名称	H22年度 予算額 (千円)	H18年度 行政改革推進委員会 提言		検討対象とした主な理由
					総合 評価	コメント	
123	2	生涯学習課	生涯学習推進連絡会補助金	5,200	見直し	団体そのものを存続させるための事業展開になっている印象がある。加入団体の事業との関連性を踏まえ、補助金額の見直しを図りたい。	加入団体の一部への間接補助について廃止するなどの見直しはなされているが、構成団体の事業との関連性、間接補助の妥当性等を再度検証する必要がある
128	2	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補助金	550	見直し	子ども会に関する補助金については、一元化を図るとともに、他団体への補助金も含めた整理が必要である。	補助金額も一定額で推移しており、積算根拠や他の社会教育団体との関連性についての改善状況を確認する必要がある
129	2	生涯学習課	ちびっこ文化祭開催補助金	700	見直し	事業補助であるが、補助対象経費が不明瞭である。子ども会育成連絡協議会には別途運営補助金が支出されており、生涯学習推進連絡会、PTA補助金等も含め一本化に向けた整理が必要である。	補助金額も一定額で推移しており、積算根拠や他の社会教育団体との関連性についての改善状況を確認する必要がある
131	2	生涯学習課	スカウト連絡協議会補助金	300	見直し	補助金額の縮小を含め、青少年育成に係る補助金交付の方針を再検討すべきである。	18年度の行政改革推進委員会提言では補助金額の縮小に言及しているが、定額を維持しており、補助金交付の方針を確認する必要がある
132	2	生涯学習課	青年協議会事業補助金	210	見直し	交付団体の構成人数が少数であることや活動状況を踏まえ、補助金の必要性を再検討すべきである。	活動状況を踏まえた補助の必要性について再検討すべきとの提言に対する対応を確認する必要がある
112	2	教育総務課	遠距離通学児童交通費補助金	702	継続		H18年度の行政改革推進委員会提言では継続とされたところであるが、住宅地の新規開発など制度創設時からの状況変化を踏まえ、特定地域の通学児童のみに補助金を交付することの合理性、公平性の観点から、制度のあり方を再度検証する必要がある
119	2	教育総務課	私立幼稚園就園奨励費補助金	21,692	継続		H18年度の行政改革推進委員会提言では継続とされたところであるが、補助の効果と水準を再検証するため、検討の対象とする
120	2	教育総務課	私立幼稚園運営費補助金	4,740	継続		H18年度の行政改革推進委員会提言では継続とされたところであるが、市単独での運営補助でもあり、補助の効果と水準を再検証するため、検討の対象とする
139	2	スポーツ振興課	地区別体力づくり活動事業補助金	3,000	見直し	補助対象基準の明確化を図るとともに、補助事業の支出内容の確認等、厳格な運用をすべきである。	18年度の行政改革推進委員会提言で指摘のあった補助対象経費の明確化の状況、補助の効果等を再度検証する必要がある

6 補助金等検証シート

No.

所属		会計		款		項		目		事業	
第5次総合計画施策体系	章			節		部門				部門名	

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称				
(2) 根拠（条例・規則・要綱名）				
(3) 補助金創設年度	年度	交付区分		
(4) 補助金の導入経緯及び目的				
当該補助金（又はその施策・事業）の根拠法・関係省庁（該当する場合のみ）				
(5) 平成22年度予算額	千円	財源	国・県補助金	千円
			その他特定財源（ ）	千円
			一般財源	千円
(6) 平成22年度予算額積算方法	〔補助率、補助単価、対象者数（件数）等が明確に分かるように記入して下さい〕			
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	〔市単による上乗せがある場合は、その内容〕			
	〔国、県等の補助金が創設された経緯・目的〕			

(9) から (12) は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先（団体等名）		(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称（別紙添付でも可）			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況（該当項目全てに○）			
項	目	積算根拠又は内容	金額
	市が事務局業務を行っている	人 × 6,800 千円 =	0 千円
	場所や備品、消耗品等を無償貸与している		千円
	有料施設等の減免を行っている		千円
	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
	その他		千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助総合計 (5) + (11)	0 千円
-----------------------	------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応	
①特定の具体的な事業に対する補助である。			
補助対象事業・補助対象経費			
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。			
補助率又は単価設定根拠			
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。			
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額・内容			
(2) 補助期間			
①補助金の終期（原則として3年）を設定している。			
(終期を設定している場合) 終了年月日			
(3) 支払手続			
①領収書及び契約書の写し等を添付させている。			
②1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。			
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への補助の場合のみご記入下さい			
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。			
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。			
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。			

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。		
〔上記のように評価した理由〕		
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。		
〔上記のように評価した理由〕		
③市の基本的な政策方針に合致しているか。		
〔上記のように評価した理由〕		
(2) 必要性		
①市が関与する妥当性はあるか。		
〔上記のように評価した理由〕		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)		
〔上記のように評価した理由〕		
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。		
〔上記のように評価した理由〕		
(3) 補助の効果		
①補助金等の交付の効果が認められるか。		
②補助金額に見合う効果が期待できるか。		
〔上記のように評価した理由 (効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)]		
(4) 補助内容の妥当性 (2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
①補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。		
②補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)		
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
	判断理由	

(6) 平成18年度以降、内容等で見直しを行ったか。

見直し時期	
見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]

(7) 今後の方向性は？

判断理由	
②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1) 交付実績

	平成21年度 (見込)	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
補助金決算額	千円	千円	千円	千円	千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円	千円
交付件数実績					
当該年度交付対象数					
補助金交付・管理事務の人員費	0千円				
職員従事者数(人・年)					

(2)・(3)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(2) 補助金交付先の収支状況

	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H21年度末現在高)	千円				

(3) 補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額

千円

(4) 他市の状況 (H22年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	千円	
大和郡山市	千円	
天理市	千円	
橿原市(類似団体)	千円	

7 生駒市補助金制度に関する指針（H20.10月）

第1 指針策定の背景

生駒市ではこれまで、その時々¹の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきたが、その判断に当たっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じている。これらの問題点を整理すると次の点に要約される。

1 交付基準の明確化の必要性

- (1) 広範にわたり多様な性格の補助金があり、体系や交付の考え方などが整理されておらず、それぞれの補助金と市の目指すべき方向性との整合も不十分であると考えられる。
- (2) 補助金の創設を決定する際に、その根拠となるべき具体的な基準が曖昧である。
- (3) 説明責任の面、公平性の面や恣意性の排除の面でも、具体的な交付基準が必要である。

2 補助の長期化・既得権化の抑止

- (1) その時々²の政策的な判断等により補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。
ー平成18年度予算の補助金全147件のうち、創設から10年を超えて存続する補助金が82件、約56%を占める状況である。
- (2) 団体補助³にあっては、補助金が継続して交付されるほど、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存した運営となってしまうことが懸念される。
このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多様な活動の創出を妨げることになるおそれがある。
- (3) 昨今の急激な市民ニーズや社会情勢⁴の変化の中にあって、果たしてこれほど継続的な補助金の交付が必要であるのかについては、厳格に検証すべきであり、補助期間の終期⁵の設定と定期的な見直しの仕組みが必要である。

3 補助金交付の効果の検証

- (1) 補助金は、一定の行政目的をもって交付されるが、現在の仕組みでは、その補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのか等についての効果の検証が十分に実施できていない。
- (2) 補助金が市税によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明をする責任がある。
- (3) 補助金交付の効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するシステムが必要である。
- (4) これまでの補助金の交付については行政側の判断に全面的に依拠してきたが、市税を財源とする補助金の活用については、補助金を審査する第三者機関を設置し、市民等が効果等のチェックを行うことが求められる。

4 交付機会の均等化と透明性の確保

- (1) 長期に渡り存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが含まれている。
- (2) 市民のニーズが多様化する中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要がある。
- (3) そのためには、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要性が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まるものと考えられる。

5 補助対象経費・交付手続の明確化

- (1) 補助金の中には、創設以来、補助金額や単価を見直したことがないと思われるものや長期に渡って固定化しているものも多く、全体として補助対象経費や積算基準の見直しが必要なされていない状況であり、ゼロベースから金額等の妥当性を検証し、補助対象経費や補助金額の算定根拠を明らかにする必要がある。

(2) 補助金の申請を受け、交付の決定、支出に至るまでの統一的なプロセスが確立されていないため、市民からみると公平・適正に補助金が交付されているのかがわかりにくい状況であり、一連の交付手続きを明確化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化すべきである。

第2 新たな補助金制度の構築

上記の問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、補助金を交付する際の統一のルールとなる「補助金交付基準」を策定し、交付対象、定期的な見直しの仕組みなどを明確化するとともに、この基準を踏まえて、補助金制度の適正な運用を確立するため必要な措置を次のとおり定めるものとする。

1 「補助金交付基準」

(1) 交付の適否の判断基準

補助金の交付は、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

[公益性]

- ① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
- ② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
- ③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

[必要性]

- ① 市が関与する妥当性はあるか。
- ② 補助金等の交付以外の代替策はないか。

[補助の効果]

- ① 補助金等の交付の効果が認められるか。
- ② 補助金額に見合う効果が期待できるか。

[補助内容の妥当性]

- ① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
- ② 補助金の使途は目的に沿ったものか。

※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外

(団体補助の場合)

③団体等の財務状況を検証しているか。

※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。

※多額の積立金、基金等を有していないこと。

※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。

④団体等の会計処理や使途は適切か。

※団体等において適正な監査機能を有していること。

※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。

(2) 補助金額等の適正化

①事業費補助の原則

団体運営費の補助については、本来自立した団体として基礎的経費を自ら賄うべきところが、一定額を継続的に補助することで団体の自立をも阻害している可能性もあり、是正が必要である。

- ・補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換するものとする。
- ・団体の運営基盤が脆弱な場合は、原則として3年を限度に運営費補助を行うことができるものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

②積算基準、補助金額等の見直し

補助金の積算基準、補助率、補助金額等については、次の点に留意して、ゼロベースからその妥当性について検証を行うものとする。

- ・国や県との協調補助や、財源として国・県からの補助がある事業等については、裁量の範囲が比較的狭いものであるが、主体性をもって必要性や経費を精査する。
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅費等で、補助金の交付目的に直結しない経費については、補助対象外とする。
- ・補助基準の透明性確保の観点から、定額ありきとなっている補助金は、補助対象経

費を明確化する。

- ・補助率については、原則として補助対象経費の 1/2 を上限とし、見直しを図っていくものとする。政策的な理由等から 1/2 を超える場合は、市民に対しその妥当性を十分説明するものとする。
- ・補助金の交付先から、さらに再交付する形態の補助金については、補助対象基準を透明化するため、直接補助への切替えを検討する。

(3) 補助期間

①終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金の既得権化を防止し、その時々々の市民ニーズに則した補助金制度を構築するため、補助金の交付期間を明確化するものとする。

- ・今後、新規で創設する補助金については、必ず3年の終期を設定する。
- ・既存事業についても、原則として3年の終期を設定するものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

(4) 補助金の定期的な見直し

補助金を取り巻く状況が絶えず変化することを踏まえ、この指針の実効性を確保し、不断の見直しを進めていくために、3年の終期到来時に、全ての補助金について改めて見直しを実施するものとする。

①見直しの方向性

原則的な終期設定期間にあわせ、各補助金について「(1) 交付の適否の判断基準」に基づく評価を行い、次の区分により補助金の方向性を定めるものとする。

[継続]

- ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・国、県等の補助金を財源とする補助金で、市の負担が義務的であるもの
- ・他の自治体との協議等により、市の負担が決定しているもの
- ・「(1) 交付の適否の判断基準」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの

[縮小・統合]

- ・繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えている団体に対するもの
- ・類似の補助事業等があり、統合により効果が上がると考えられるもの

[廃止]

- ・事業の浸透・普及などにより、事業目的が達成されているもの
- ・社会経済状況などの変化により、事業効果が薄れているもの
- ・事業目的が十分に達成されていないなど、事業効果が不明確なもの
- ・国、県等の制度廃止などにより、必要性が認められないもの
- ・補助以外の手法（委託料、報償費等での支出）を検討すべきもの

2 補助金の適正運用に向けた措置

「補助金交付基準」に基づく検証の仕組みを実効性あるものとし、確実に見直しを進めるとともに、信頼される補助金制度の構築と継続を図るための仕組みづくりとして、次の措置を講ずることとする。

(1) 補助金の外部審査機関の設置

ア 補助金の適正な交付と市民に開かれた補助金制度を推進するため、公募市民や学識経験者からなる「(仮称) 補助金審査委員会」を設置する。

イ 審査委員会では、新たな補助金を創設する場合や、3年ごとの定期的な見直し時期に、「補助金交付基準」に基づく審査を実施する。

(2) 積極的な情報公開

ア 常に市民ニーズに沿った補助金制度を維持し、市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすく、徹底した情報公開が不可欠である。

イ 情報の公開については、個々の補助金の支出状況の一覧表のほか、定期的な見直しの結果などをホームページ等で公開するものとする。

(3) 「補助金交付手続規則」の制定

補助金の申請から支出に至る一連の手続を統一化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化するために、補助金交付手続規則を制定する。

(4) 市民公募型補助金の拡充

ア 「市民との協働」を推進し、団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成を行うため、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実を図る。

イ 平成19年度から創設された「生駒市まちづくり活動支援事業補助金」の適用範囲の拡大、既存補助金の公募制への移行を積極的に検討する。

(5) 各種団体への支援のあり方

ア 事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体については、団体の自立性を強化し、過度な干渉を防止する観点から、段階的に解消すること。

イ 各種団体に対する施設使用料の減免については、「社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」での検討結果等を踏まえ、見直しを図ること。

生駒市補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

ア 補助金

イ その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が指定するもの

(2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業の目的及び内容

(3) 補助事業の経費の配分、完了の予定期日その他補助事業の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書

(2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の全部若しくは一部を省略することができる。

(交付の決定等)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認める事項
(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に対して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第11条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、当該補助事業の成果を記載した実績報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるときその他市長が特に必要があると認めるときは、支出項目の一覧表をもって第2号に掲げる書類に代えることができる。

(1) 収支決算書

(2) 領収書及び契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり100万円以上となるときは、当該領収書又は契約書の原本を確認するものとする。

4 市長は、特に必要がないと認めるときは、第2項各号に掲げる添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期等)

第15条 補助金等は、第13条第1項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に交付することができる。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、第13条第1項の規定により通知を受けた補助事業者が補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金等の交付を受けようとする場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等又は法令等に基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和34年3月生駒市条例第21号）の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控

除した額によるものとする。

6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類の整備及び保管)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、補助事業の終了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第23条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(規程の制定)

第24条 市長は、補助金等ごとに、補助金等の交付に関し必要な事項を規定した規程を制定するものとする。

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成21年度以後の年度分の補助金等について適用する。

(生駒市会計規則の一部改正)

3 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

